分析設備保守業務（令和７年度）

【一般競争入札】

（配布資料）

１．「発注説明書（別紙含む）」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６頁

２．「入札（見積）者に対する指示書」 （別添１）・・・・・・・ ２０頁

３．「点検業務契約書（案）」 （別添２）・・・・ ９頁

４．「仕様書（特記仕様１８頁、共通仕様４０頁）」 （別添３）・・・・・・ ５８頁

５．「競争参加資格確認申請書」 （別添４）・・・・・・・ １頁

６．「入札(現場)説明会参加申込書」 （別添５）・・・・・・・ １頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪ＰＣＢ処理事業所

発 注 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が発注する「分析設備保守業務（令和７年度）」に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

１　公　告　日　　令和７年２月２６日

２　契　約　職　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所　所長 安井 仁司

３　調達概要

（１）業　務　名　分析設備保守業務（令和７年度）
（２）仕　様　等　特記仕様書による
（３）業 務 期 間　契約締結日から令和８年３月３１日
（４）入 札 方 法　入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
（５）そ　の　他　本件は、競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し実施するものである。

４　競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和7年3月１４日)において次の条件を全て満たしている者であること。

（１）予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
（２）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（直近３期分の決算報告書の写し（表紙、内訳書含む）を提出すること）
（３）営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
（４）競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
（５）会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
（７）競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（８）令和４・５・６年度に有効な全省庁統一資格の営業品目のうち、物品の製造（一般・産業用機器類、精密機器類）、物品の販売（一般・産業用機器類、精密機器類）及び役務の提供等（建物監理等各種保守管理または、その他）を有し競争参加地域に「近畿」を含む者であること。

ただし、令和７・８・９年度に有効な同条件の資格についても遅滞のないように取得することとして、当該資格の通知があり次第に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを速やかに提出すること。

（９）平成２５年度以降に元請として同種業務を遂行した経験のある業務責任者を本業務に専任で配置できること。

５　担当部課

〒554-0041　大阪府大阪市此花区北港白津二丁目 4 番 13 号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社　大阪ＰＣＢ処理事業所　（総務課：網本）
TEL 06-6468-0575　FAX 06-6468-0576
MAIL amimoto@jesconet.co.jp

６　入札（現場）説明会の日時及び場所

（１）日　　時：令和７年３月１１日（火）　開催時刻は後日連絡
（２）場　　所：大阪府大阪市此花区北港白津二丁目 4 番 13 号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社　大阪ＰＣＢ処理事業所
（３）入札(現場)説明会参加申込書の提出期限：令和７年３月７日（金）１６時※
※当申込書は FAX による提出に限る。（FAX 06-6468-0576）
（４）説明会への参加は必須ではありません。（参加希望者のみ申込書を提出）

７　競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

（２）競争参加資格確認申請書の提出
① 提 出 期 間：令和７年３月１１日(火)～令和７年３月１４日(金)
② 提 出 場 所：上記５に同じ。
③ 提 出 方 法：持参又は郵送による。（提出期限厳守）
持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日 10 時から 12 時および 13 時から 16 時まで。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
④ 提 出 部 数：１部

（３）競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書により作成すること。

（４） 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

① 通知予定日：令和７年３月２４日（月）

② 通 知 方 法：通知書をＦＡＸ又は郵送する。

（５） その他

① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。

④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。

⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は上記５に同じ。

８ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提 出 期 限：令和７年３月２５日（火）16 時まで

② 提 出 場 所：上記５に同じ。

③ 提 出 方 法：書面はＦＡＸ又は電子メールにより提出するものとする。
※正は郵送すること。

（２）説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和７年３月２７日（木）までに書面により回答する。

９ 質問及び回答

（１）本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い書面（入札者に対する指示書にある質問・回答書）により提出すること。

①提 出 期 間：令和7年3月24日(月)～令和7年3月26日(水)
ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日 10 時から 12 時及び 13 時から 16 時まで。
質問は発注内容等に関するものとするが、質問が無い場合でも「質問なし」と記入した質問・回答書を提出すること。

②提 出 場 所：上記５に同じ。

③提 出 方 法：書面はＦＡＸにより提出するものとする。※正は郵送すること。

（２）（１）の質問に対する回答は、次のとおりとする。

回 答 日　　令和7年3月28日(金)
回答方法　　ＦＡＸ又は電子メールにより回答する。
※競争参加資格を認められた者に対して回答。

10 入札書の提出

（１）提 出 期 限：令和７年４月７日（月）

（２）提 出 場 所：上記５に同じ。

（３）提 出 方 法：持参又は郵送（提出期限必着）
持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日 10 時から 12 時および 13 時から 16 時まで。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

11　開札の日時及び場所

（１）日　　時：令和７年４月８日（火）１０時
（２）場　　所：上記５に同じ。

12　入札方法等

（１）入札書は、持参又は郵送すること。
（２）入札金額については、業務１式あたりの金額（税抜）を記載すること。
（３）開札の結果、落札者がないときは、再度入札を行う。

13　入札保証金　　免除

14　契約保証金　　免除

15　開札

今般入札の開札立ち会いを取止めしますが、入札事務に関係のない当社社員立ち合いのもとで開札執行した後、競争参加者には入札結果をお知らせいたします。

16　業務費内訳書の提示

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
（２）内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにすること。

17　入札の無効

本発注説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札は無効とする。

18　落札者の決定方法

（１）中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を契約者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
（２）「契約細則第１７条第３項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基 準）」の規程により競争入札において、予定価格が１０００万円を超える工事、測量 業務、

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その 他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設 定した案件について､落札者となるべき者の入札価格が第２条に基づく調査基準 価格を下回る場合は、第６条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

（３） 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査 期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

※ 低入札の基準については下記 URL から確認できます。

https://www.jesconet.co.jp/content/000004034.pdf

19 契約書作成の要否等 委託契約書（案）により契約書を作成する。

20 支払条件 完了払い

21 別添

１．入札者に対する指示書 （別添１）
２．委託契約書（案） （別添２）
３．仕様書（共通・特記） （別添３）
４．競争参加資格確認申請書 （別添４）
５．入札(現場)説明会参加申込書 （別添５）

別紙

「発注手続日程（予定）」

件名： 分析設備保守業務（令和７年度）

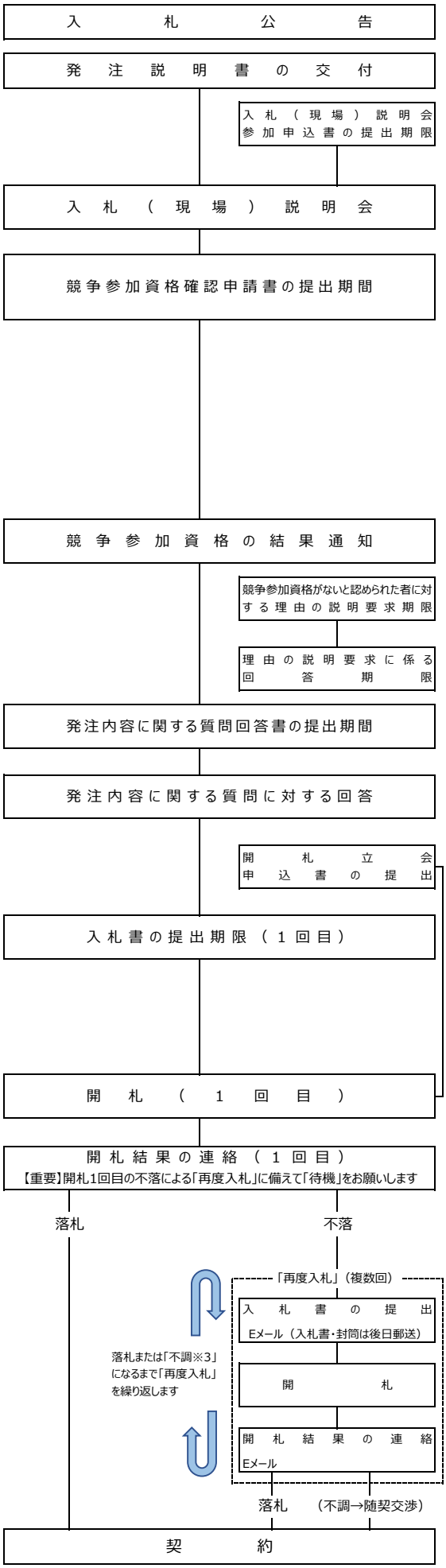

２月２６日(水)

２月２６日(水)～３月４日(火)
HPよりダウンロード

３月７日(金)
ＦＡＸ
[注意]
入札説明会への参加は任意。（参加希望者のみ申込書を提出）

３月１１日(火) 開催時刻は後日連絡

３月１１日(火)～１４日(金)
持参又は郵送（配達記録）
[提出物]
・競争参加資格確認申請書
・全省庁統一資格の審査結果通知書（写）
令和４・５・６年度に有効な全省庁統一資格の営業品目のうち、物品の製造（一般・産業用機器類、精密機器類）、物品の販売（一般・産業用機器類、精密機器類）及び役務の提供等（建物監理等各種保守管理または、その他）を有し競争参加地域に「近畿」を含む者であること。
ただし、令和７・８・９年度に有効な同条件の資格についても遅滞のないように取得することとして、当該資格の通知があり次第に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを速やかに提出すること。
・決算報告書(以下４点セット)　直近3期分の提出
①決算報告書の表紙　②貸借対照表 ③損益計算書 ④株主資本等変動計算書

３月２４日(月)

３月２５日(火)
ＦＡＸ又はＥメール（正は郵送）

３月２７日(木)

３月２４日(月)～２６日(水)
ＦＡＸ（正は郵送　質問が無い場合でも提出）

３月２８日(金)

今般入札は開札立会を実施しません

４月７日(月)
持参又は郵送（配達記録）
[提出物]
・委任状　・入札書（内訳書含む）

４月８日(火)　１０時

４月８日(火)　１０時１０分頃
Eメール
１回目開札が不落になった場合は「再度入札」を即日実施します。
ついては、再度の入札書の作成（PDF化作業含む）及びPDFを添付したEメールの送受信が可能な環境において開札結果の連絡が送付されてくるまで待機（開札結果の連絡時刻の5分前を目処）してください。

４月８日(火)　再度入札の「入札締切/開札結果の連絡」の時刻をEメールで連絡します。
入札書のＰＤＦをEメール（※1）に添付して提出期限（※2）までにお送りください。
※1 本来と異なるドメインのEメールアドレスから入札書を送信された場合は、当社の確認があります。
※2 入札書が提出期限までに届かなかった場合は、事情の如何を問わず「入札辞退」となりますのでご注意ください。
※3 当社の「不調」とは、入札があったものの、いずれの入札価格も落札価格の上限を上回り、その後の「再度入札」への入札辞退により入札者がいなくなった状態をいいます。

４月９日(水) 予定

※上記の期間又は期限は、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日10～12時及び13時～16時

別添１

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一　入札執行上の注意事項

第1　入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

1　入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2　入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。（今般入札の開札立会は実施致しません）

3　入札書は別添様式第３号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。

4　入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。

5　入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。

①　代理人により入札する場合は、別添様式第１号－１の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

②　代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第１号－２及び第２号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

6　入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

7　送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。

①　入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。

②　送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。

③　送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。

8　入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

9　入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

①　入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第１１号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

②　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2　公正な入札の確保

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3　入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

1　入札書の金額が訂正してある場合

2　入札者の記名又は押印が欠けている場合

3　誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合

4　再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合

5　送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合

6　送付による入札が認められている場合において､入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合

7　一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合

8　競争に参加する資格のない者が入札を行った場合

9　同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

10　明らかに連合によると認められる入札を行った場合

11　前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4　入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5　開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1　開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第１０号により申し込むこととする。

2　落札者の決定方法

①　中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②　「契約細則第１７条第３項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が１０００万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第２条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第６条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③　調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3　前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。

4　開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。

5　開札の結果、落札者がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。

ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。（今般入札は開札立会を実施しないので、開札日当日に再度入札を実施する。ただし、開札当日の再度入札で落札または不調にならなければ日を改めて再度入札を継続する。

6　前号の再度の入札の結果、落札者がないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

二　契約上の注意事項

第1　契約書等

1　落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7 日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。

2　契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該

契約は確定しないものとする。

3　契約締結後 14 日以内に契約金額内訳書を提出すること。

4　別添様式第６号の着手届及び別添様式第４号の業務管理者届をそれぞれ提出すること。

5　業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第５号の再委任等承諾申請書を提出すること。

第2　契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3　契約代金の支払

1　目的物が完成したときは、別添様式第７号の完了届を提出するものとする。

2　目的物が完成し、当社の検査に合格したときは、別添様式第８号の引渡書を提出すること。

3　完了代金は、別添様式第９号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三　その他の事項

1　入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。

2　入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはできない。

（様式第１号－１）

委　　任　　状

私は、（会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第１号－２）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　一　入札（見積）に関すること。
　　二　復代理人を選任すること。
　　三　委託契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
　　四　諸願届等に関すること。

住　　所

会 社 名

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第２号）

（復代理人用）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

復 代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所

会 社 名

代 理 人　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第３号）

入札（見積）書

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金											

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名　　印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

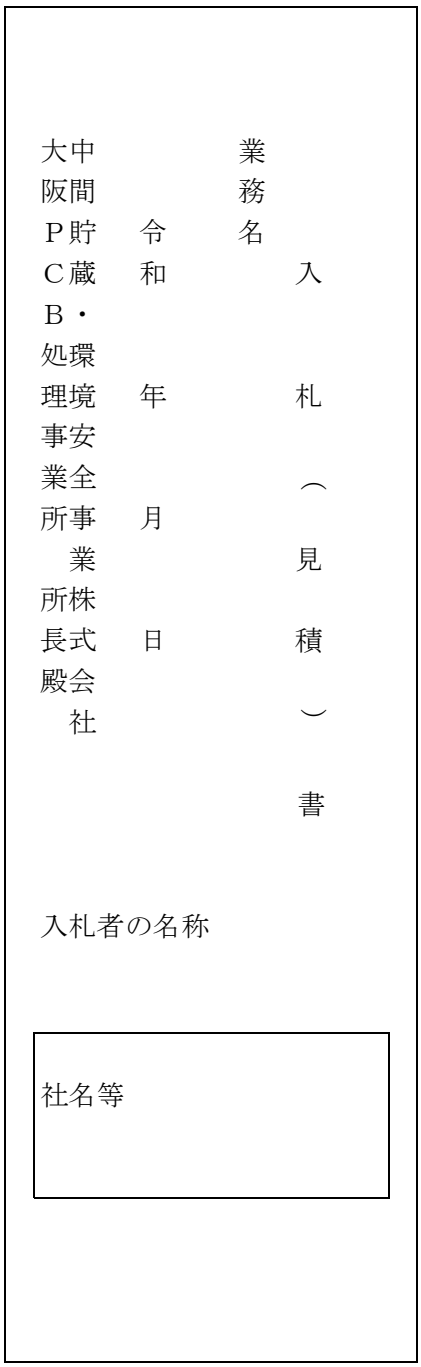

（裏面）

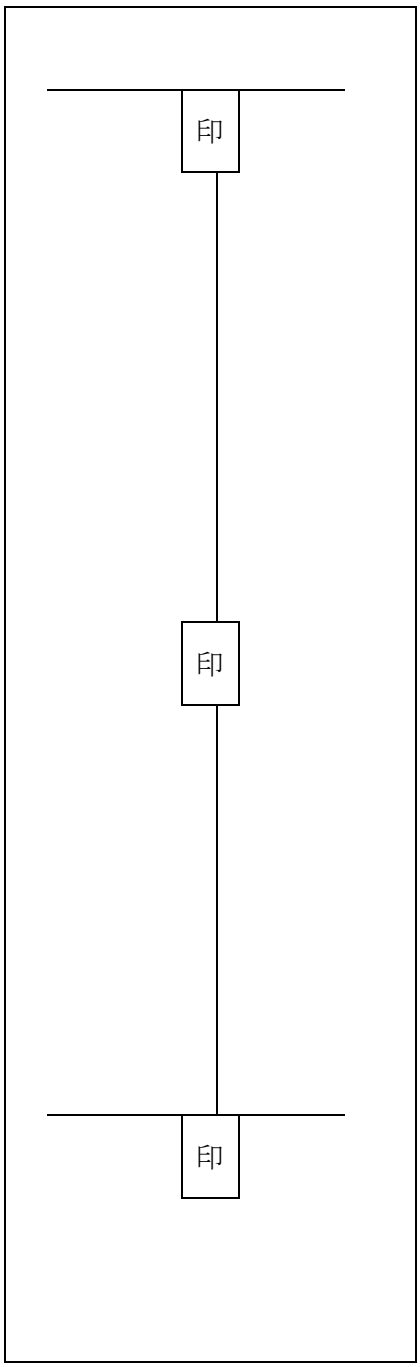

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所

会 社 名

代表者氏名　　印

業務管理者届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、（氏名＿＿＿＿＿＿＿＿）を業務管理者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

（様式第４号－１）

経　　歴　　書

氏　　名

生　年　月　日

現　住　所

最　終　学　歴

資格及び取得年月日

職　　歴

業　務　歴

令和　　年　　月　　日

上記のとおり相違ありません。

氏　名　　印

（様式第５号）

再委任等承諾申請書

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第５条の規定に基づき承諾を求めます。

記

１　業務名：

２　契約金額：

３　再委任等を行う業務の範囲：

４　再委任等を行う業務に係る経費：

５　再委任等を必要とする理由：

６　再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：

７　再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など）：

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所

会 社 名

代表者氏名　　印

着　手　届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、令和　　年　　月　　日着手しますので、お届けします。

（様式第７号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所

会 社 名

代表者氏名　　印

完　了　届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、令和　　年　　月　　日（一部）完了しましたので、お届けします。

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

引　渡　書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記業務について、令和　年　月　日に　一部完了／完　了　検査に合格いたしましたので、これをお引き渡し致します。

（様式第９号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印
適格請求書発行事業者登録番号 ※　［有］［無］
（T　　）
※適格請求書発行事業者は[無]に取消線を入れて登録番号を記入して下さい。
適格請求書発行事業者でない場合は[有]に取消線を入れて下さい。

代金支払請求書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の業務については、令和　　年　　月　　日に完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
（うち消費税額１０％：　　円）

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支　　店　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

預　金　種　別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口　座　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口　座　名　義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式第１０号）

開札立会申込書

業　務　名	
開 札 日 時	令和　　年　　月　　日　　時　　分
開 札 場 所	大阪市此花区北港白津二丁目４番１３号 中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪ＰＣＢ処理事業所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

※注　入札を郵便等で実施する場合に「開札立会」の希望を提出する申込書です。

①　入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
　本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
②　開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも 10 分前に集合して下さい。
③　本書面の提出
　提出期限　令和　　年　　月　　日（　）　　時
　提出場所　大阪市此花区北港白津二丁目４番１３号
　　中間貯蔵・環境安全事業(株)　大阪ＰＣＢ処理事業所　総務課
　　ＦＡＸ０６－６４６８－０５７６　電話０６－６４６８－０５７５
　提出方法　持参、郵送又はＦＡＸ

（様式第１１号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

入札（見積）辞退書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書

業　　務　　名	
会　　社　　名	印
担　当　者　名	印

質問番号	仕様書頁	質　　問	回　　答

1．質問の有無に係わらずこの質問書を提出してください。
　質問が無い場合は質問記入欄に「質問なし」または「なし」と記入してください。
2．期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做しますが、入札時に
　質問書の原紙を提出して下さい。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

平成２６年１２月２４日

「環境適合品の使用及びグリーン配送の御願い」

中間貯蔵・環境安全事業(株)
大阪ＰＣＢ処理事業所 総務課

中間貯蔵・環境安全事業(株)では、物品やサービスを購入する際は価格や品質、デザインだけではなく、環境面について以下の配慮をお取引先さまに御願いしています。

１）環境適合品の使用
弊社に提供される物品及びサービスは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満足する物品を使用すること。

２）グリーン配送または低公害車の使用
弊社への納品及び来社の際は、低公害車の使用やエコドライブの実施など環境に配慮した配送及び運転方法を実施すること。

別添２

点検業務委託契約書

１．業　　務　　名　　分析設備保守業務（令和７年度）

２．施設の所在地　　大阪市此花区北港白津二丁目４番１３号及び３番３５号

３．履　行　期　間　　自　　契約締結日
　　至　　令和８年３月３１日

４．契　約　金　額　　金　　円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金　　円）

５．契約保証金　　免除

６．支払い方法　　完了払い

上記の業務について、発注者を中間貯蔵・環境安全事業株式会社とし、受注者を株式会社○○として、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　月　日

発注者　　住　所　大阪市此花区北港白津二丁目４番１３号
　　氏　名　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
　　大阪ＰＣＢ処理事業所
　　所長 安井 仁司

受注者　　住　所
　　氏　名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

３　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この約款の履行に関して発注者・受注者間で用いる言語は、日本語とする。

５　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この約款の履行に関して発注者・受注者間で用いる時刻は、日本標準時とする。

７　この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この約款の履行に関して発注者・受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟の提起については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11　この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪ＰＣＢ処理事業所長（以下「事業所長」という。）を経由するものとする。

12　前項の書類は、事業所長に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

（契約代金内訳書及び業務計画書）

第２条　受注者は、本契約締結後14日以内に、契約代金内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。なお、契約代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

２　受注者は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第３条　発注者及び受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（一括再委託の禁止）

第４条　受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、業務の一部であってあらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（特許権等の使用）

第５条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（使用人に関する受注者の責任）

第６条　受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

２　受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

（事業所長）
第７条　事業所長は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
一　契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
二　この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
三　業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（業務責任者）
第８条　受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
２　業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（監督員）
第９条　事業所長は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
２　監督員は、この約款に基づく事業所長の権限とされる事項のうち事業所長が必要と認めて監督員に委任したもののほか、委託契約書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
一　契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
二　この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
三　業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
３　事業所長は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく事業所長の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
５　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって事業所長に到達したものとみなす。

（業務関係者に関する措置請求）
第10条　発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
２　受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（業務の報告等）
第11条　受注者は、仕様書に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。
２　発注者又は事業所長は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

（関連作業等を行う場合）
第12条　発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者・受注者協力して施設の保全に当たるものとする。

（業務内容の変更）
第13条　発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。
この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第14条　履行期間の変更については、発注者・受注者双方が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（適正な業務期間の設定）

第15条　発注者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（契約金額の変更方法等）

第16条　契約金額の変更については、発注者・受注者双方が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者・受注者が協議して定める。

（臨機の措置）

第17条　受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者・受注者双方が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

3　発注者又は事業所長は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（損失負担）

第18条　受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2　受注者は業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。

3　受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、第１項又は第２項の規定による賠償の責を負わない。

（検査）

第19条　受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代えて履行に伴う損害の賠償を請求することができる。

（契約代金の支払）

第20条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、代金の支払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の適正な請求書を受理したときは、その翌月末までに代金を受注者に支払わなければならない。

（第三者による代理受領）

第21条　受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

３　発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、発注者はその責を免れる。

（契約不適合責任）

第22条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　受注者が負うべき責任は、第19条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

（発注者の任意解除権）

第23条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第25条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第24条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　第３条ただし書きに規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四　業務責任者を配置しなかったとき。
五　正当な理由なく、第21条第１項の履行の追完がなされないとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第25条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第３条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
二　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
三　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
四　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
八　第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
九　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
２　発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
３　受注者は、第１項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の１に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第26条　第23条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）
第27条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）
第28条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第13条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。
二　第30条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第29条　第27条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）
第30条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

（解除に伴う措置）
第31条　受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第25条第２項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
２　受注者は、契約が解除されていた場合において、貸与品のあるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失も若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
３　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（秘密の保持）
第32条　発注者及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の技術上及び営業上の資料、図面、知識、データ、ノウハウ、その他発注者又は受注者が秘密とした情報を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

（発注者の損害賠償請求等）
第33条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
一　履行期間内に業務を完了することができないとき。
二　この契約の成果物に契約不適合があるとき。
三　第24条又は第25条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
四　前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　第24条又は第25条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法　（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

5　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第34条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第20条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第35条　発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（業務の中止）

第36条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等の自然現象による災害、戦争、暴動、内乱、放火、テロ行為、外部企業のロックアウト又はストライキ、ゼネラルストライキ、法令・規則の変更、裁判所の判決・命令、行政庁の命令・勧告、その他人為的な現象（以下、「不可抗力」という。）であって発注者・受注者双方の責に帰すことができないものにより、受注者がこの契約上の義務を履行することができないと認められるときは、受注者は、業務履行の中止内容を直ちに発注者又は事業所長に通知して、当該業務の全部又は一部の履行を中止することができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務の履行を一時中止した場合において、合理的に必要がある場合は、履行期間若しくは契約金額を変更するものとする。

3　第１項の規定による受注者の業務履行の中止期間が30日をこえるときは、その後の対応について発注者・受注者双方が別途協議するものとする。

（紛争の解決）

第 37 条　この約款の各条項において発注者・受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者に不服があるときその他契約に関して発注者・受注者間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者・受注者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者・受注者が折半し、その他のものは発注者・受注者それぞれが負担する。

2　前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、受注者は委託された者の業務の実施に関する紛争については、第９条第２項の規定により受注者が決定を行った後又は受注者が決定を行わずに同条第２項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、第１項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3　第１項の規定にかかわらす、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続き中であっても同項の発注者・受注者間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（補則）

第38条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者双方にて協議して定める。

別添３

分析設備保守業務(令和７年度)

特　記　仕　様　書

２０２５年１月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪ＰＣＢ処理事業所

1.　業務目的

本仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪 PCB 処理事業所（以下「JESCO 大阪 PCB 処理事業所」という。）東棟分析室に設置した分析設備を適正に維持管理するため、別記に記載する設備について定期点検（法定点検含む）、年間の点検・保守業務を行い、次回の定期点検、点検・保守業務の２０２６年４月まで業務対象設備が稼働停止、或いは著しく信頼性低下を発生させないようにすることを目的とする。

2.　一般事項

2.1　業務件名　　分析設備保守業務（令和７年度）

2.2　業務場所　　大阪市此花区北港白津二丁目３番３５号（主な業務場所　東棟１階各分析室他）
大阪市此花区北港白津二丁目４番１３号（西棟事務管理室等での打合せ等）

2.3　業務種類

■ 定期点検　■ 校正業務　■ 整備業務
■ 点検保守（ｵﾝｺｰﾙﾒﾝﾃ）　■ 付帯業務（RI 洗浄）　■ 認証線源等の部品供給
■ 特定設備の解析、報告等　■ 特定設備の運転指導等　■ 分析ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑ保守
■ ｳｨﾙｽﾁｪｯｸ

2.4　業務期間　契約締結日　～　令和８年３月３１日
なお、“監督員”検査とともに“検査員”検査についても業務期間中に実施することと検査員による検査後の不具合対応等については監督員との協議事項とするが基本は保証期間とする。

2.5　引渡条件

■ 保証能力運転完了渡し
前項の試運転渡し終了後、設備の保証能力運転を行い、所定の機能を満足させるものとする。
（ただし、契約した分析設備の点検・保守業務の範囲内）

2.6　業務範囲

業務範囲は、別途添付の「分析機器一覧表」で提示した資料に基づく下記項目とする。

■ 点検　■ 巡回点検　■ 整備　■ 校正　■ 補修
■ 試験・検査　■ 付帯業務　■ 産廃処理　■ 仮設　■ 試運転立会
■ 線源搬入　■ 線源脱着　■ 線源洗浄　■ 法手続助成　■ 資材類調達
■ 構内運搬　■ 分析指導　■ ISO 活動助成　■ 報告書類作成
■ ｳｨﾙｽ対策　■ 労災保険

上記業務範囲に係る委託者の所掌範囲及び仕様の詳細については、業務条件の 3.2 項を参照のこと。

2.7　業務範囲外

下記の業務、調達等は、見積範囲外とする。

□ 2.6 項の業務に含まれない事項

□ GC-ECD, GC-FID, GC-TCD の検量線作成

□ GC-MS 同時分析性能確認時のサンプル採取、返送された後の廃棄物処理および運転廃棄物処理

□ 認証線源の(株)島津製作所/三条工場へ発送業務

大阪ＰＣＢ廃棄物処理施設から島津製作所までの発送業務

□ 認証線源（ＧＣ－ＥＣＤ）の法手続き

□ GC-MS, GC-ECD 等の排気ガス処理用活性炭入れ替え、排水処理用の活性炭入れ替え業務

2.8　関係法令等の遵守

本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令、条例及び当社が定める規程、規則、基準等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。主な関係法令等を下記に示す。

■ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び関連法律

■ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

■ 電離放射線障害防止規則

■ 労働安全衛生法

■ 労働基準法

■ 計量法

■ 消防法

■ 電気事業法

■ 電気設備技術基準

■ 新・工場電気設備防爆指針

■ 大阪府・大阪市 行政都市･関係条例

■ 日本工業規格等（ JIS, JEC, GLP,）

■ 環境基本法

■ 大気汚染防止法及び関連法律

■ 水質汚濁防止法及び関連法律

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 危険物の規制に関する規則類

■ 有機溶剤中毒予防規則

■ 毒物及び劇物取締法

■ 高圧ガス保安法

■ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 規則要領類

■ ISO9001/14001 関連規格、要領類

備考　別途契約の夏期・冬期の定期点検業務と並行して保守業務を行う場合、業務責任者は、互いに連絡を密にし、協力して工程管理等調整を行うこと。

2.9　提出書類

(1) 契約時

■ 着 手 届　　３　部

■ 業務責任者届・同業務経歴書　　３　部

■ 契約代金内訳書　　３　部

(2) 計画段階又は業務前に以下の書類を作成して、提出すること。

■ 業務計画書　　（＊１）　　３　部

■ 変更業務計画書（＊２） 3 部
■ 業務施工範囲表（業務分担表） 3 部
■ 安全管理組織表 3 部
■ 作業員名簿 3 部
■ 仮設計画書 （必要に応じて） 3 部
■ 調達資材・納入仕様書等 （変更時） 3 部
■ 実施工程表 （全体工程表） 3 部
■ 業務要領書 （分析計整備要領書類） 3 部
■ 点検要領書 （前年度と同様な場合不要） 3 部
■ 用役受給計画書（必要に応じて） 3 部
■ 打合せ覚書 3 部
■ 作業従事者電話連絡先 3 部
■ 緊急連絡先 （オンコール連絡先） 3 部

(*1) 業務計画書の作成

業務責任者は、個別設備の詳細な点検要領（ECD 移送計画書、遮蔽計算書等、専門技術を必要とする要領書等）が必要な場合は、点検要領書に記載のこと。

(*2) 変更業務計画書

業務責任者は、業務計画書に記載された事項について業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を提出して JESCO 大阪 PCB 処理事業所担当職員（以下、所長が権限を委託した担当職員を「監督員」という。なお、監督員選任は文書にて受託者に通知する。）の承諾を得ること。

重要な変更とは、操業に影響する変更、火気使用等の安全に関する変更、放射線障害防止法に係わる設備の変更、委託者の立会を要する業務の変更および保守業務費の変更を要する変更などをいう。

(3) 業務直前又は業務中に以下の書類を提出すること。

■ 点検・工程表 3 部
■ 業務（業務）安全指示書兼作業許可書 3 部
■ 車両乗入許可証 3 部
■ 業務日報又は速報（作業報告書） 3 部
■ 表示付線源受領書 3 部
■ 表示付線源納品書 3 部

(4) 業務完了後、速やかに以下の報告書の提出にて完了検査とする。

■ 点検・工程表実績表 3 部
■ 業務報告書（検査報告書、業務写真記録、試運転報告書等） 3 部
■ オンコール実績表 3 部

■ 完 了 届　　3 部

＊ 改造設備の図書は、必要に応じて「工事完成図書、電子納品要領」（国土交通省 2002 年 11 月）を参考とした電子データ（ＤＶＤ、ＣＤ、ＭＯ等）も提出すること。

＊ その他監督員の指示する書類。

2.10 共通事項

(1) 作業従事者選定

受託者は、 GC-ECD の定期点検・整備を実施にあたり、委託者の設備を熟知し、十分な経験を有する委託者が承認した作業従事者に従事させるものとする。

(2) 緊急対応

受託者は、委託者から緊急呼び出し（オンコール）作業依頼があった場合、土曜日曜祝祭日、夜間等の緊急時の対応、動員に努める。

委託者以外の作業応援については、委託者の了解を得て行うものとする。

(3) 支給材及び貸与品

委託者が本保守業務に必要と判断する機器及び業務用資材等の支給又は貸与ついては、委託者と受託者の両者協議の上決定する。

(4) JESCO 大阪 PCB 処理事業所構内の就業

受託者の就業については、委託者の就業規則に準ずると共に労働安全衛生についても委託者の諸規則を厳守するものとする。

なお、定期点検時の就業は、定期点検業務受託者の諸規則を遵守すること。

事故発生の原因が受託者の責任に起因しない場合は、委託者、受託者協議の上、措置する。

(5) 緊急時の協力

業務責任者は、JESCO 大阪 PCB 処理事業所構内で災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先すると共に二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告する。また、委託者の指示に従って事後対策に誠意をもって協力するものとする。

(6) 保守業務用語の説明

(a) 定期点検

① 一時的に使用を停止して規格又はメーカの点検項目に基づき、次回の定期点検までの不具合を予防するための 1 回/年の頻度で精密点検を行う。

② ISO14001 維持活動、環境分析機器の性能維持を確認することを目的とした試験、検査

(b) 定期整備

① 分解清掃、精密点検及、再組立及び機能確認

② 注油、消耗品の補給、劣化部品類の取替

(c) 定期校正

① 計量法に基づく F1 級基準分銅類との器差試験、偏値、繰り返し等の検査業務

② 定期的な各種規格に基づく性能維持確認、標準物質等との比較検査、教育、記録等の作業

(d) ＧＬＰ校正

優良試験所基準（Good Laboratory Practice の略号）制度に基づいて化学物質が各種安全性試験成績の信頼性を確保するための手段として OECD-GLP 1997 に基づいた信頼性保証体制、試験結果等に関する基準への適合性を確認し、試験成績の信頼性の確保を図るための校正

(e) 平常補修

① 業務安全指示票に基づく分析機器の突発的な故障を修理補修する

② 保全計画、補修方法検討、検査解析・診断、保全報告

③ 点検時の不具合対応、補修計画及び実施

(f) 付帯作業

① 化学天秤の校正に使用する持込基準分銅類の管理

② GC-MS ソフトバージョンアップ作業（委託者と協議・確認後対応する）

③ 分析機器校正に使用する試験機器、標準物質の管理

④ PMOQ 分析ネットワークシステムのロード、セーブ作業、ＨＤのﾃﾞｰﾀﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ業務

⑤ 同上システムウィルス対策業務

(g) GC-MS

ガスクロマトグラフ質量分析計（Gas Chromatograph Mass Spectrometer）の略称で、口語では"ガスマス"と省略されることもある。

GC-MS 原理：試料を GC 部のカラムと呼ばれる細い分離管に通すことで化合物を分離して複数のピークとして出現させます。 MS 部では質量スペクトルを測定することにより、その分離されたピークがどのような化合物であるか(定性)を見極めることができる。 そしてピークの面積を標準物質と比較することにより定量分析を行うことができる。これらは質量(質量電荷比)を選択して検出が行えることから，高感度測定が可能となる。

(h) GC-ECD

ガスクロマトグラフ電子捕獲検出（Gas Chromatograph-Electron Capture Detection)の略称で、密封放射性同位元素 63Ni による β 線によりサンプルをイオン化させて高感度で検出する分析手法が開発され、PCB 分析では 0.2 ppm の検出下限を得られる。

(i) TBM

ツールボックスミーティングの略称で、一般的には作業開始前の 10～15 分間手順・分担等について担当者、作業者が確認を行う会議をいう。

(j) FTD

熱イオン化検出器（Flame Thermionic Detector）の略称であり、窒素やリンを含む有機物の検出に用いられる。

KBr, CsBr, RbSO4 等の塩を加熱し、試料気体待と触れさせると分子中の窒素原子や、リン原子が熱イオンを形成する。これを水素炎中に導入して検出を行う。

2.11 業務・安全管理

業務責任者は、委託者社員、受託者雇用の作業従事者に対して入構者教育、特別教育を実施して安全管理を行い、法及び委託者のルールを遵守させること。

(1) 管理区域での作業環境確認

保守業務に着手するにあたっては、所長の指示に基づき下記の項目について準備し、関係者（委託者、運転会社、受託者）立会により確認を行う。

有機溶剤を使用する場合は、指定されたドラフトチャンバ内で排気設備を機能させて作業環境を保全する措置を考慮すること。

取り外した ECD 線源は、別途定めた専用収納箱に収納して運転会社担当者の立会のもとで、放射性同位元素保管庫へ納めること。

ECD 識別ｼｰﾙの取り外し、貼り付けを確実に行うこと。

(2) 健康管理

(a) 特殊健康診断

作業従事者は、放射線作業に係る特殊健康診断については必要時に実施するものとし、その内容は放射線障害防止法及び電離放射線障害防止規則によること。

(b) 緊急健康診断

作業従事者は、放射線作業に係る緊急健康診断については必要時に実施するものとし、その内容は特化則に基づく緊急診断の規定を準用すること。

(3) 業務の安全衛生管理

(a) 新規入構者教育

新規入構者は、委託者が入構教育を行う。

(b) 入構手続きなど

委託者は、新規入構者教育を受けた作業従事者についてのみ、入構を許可する。

入構手続きを受付で行ったものは、入構カードを身につけておき、帰宅時に受け付け又は担当者へ返却する。

施設内に入館するための入退出用セキュリティカードは受託者に一定枚数しか配布できないので、出入りに当たっては守衛を通すこと。

また、車両の構内入構に当たっては、大阪 PCB 処理事業所作成の“入出門管理要領（2024.6.03 改訂版）”に基づいて、大阪 PCB 処理事業所において規定する書式「様式－３　車両乗入れ許可証」を提出し、当社の入構許可を受けること。但し、駐車できる台数は限られるので、不足する駐車場は受託者が適宜確保すること。書式「様式－３　車両乗入れ許可証」については、監督員から提出を受けること。

なお、車両の構内入構に当たっては、委託者の車両乗入許可を受けること。

(c) 作業者の服装、保護具、工具類

作業従事者は、次の服装、保護具に係わる手順を遵守すること。

① 高濃度分析室では、専用の作業靴及び作業着に着替える。

② 委託者の施設内は処理ゾーン内の履物と管理ゾーン内の履物を区別し、処理ゾーン入口にある履き替え場所で履き替えること。

外履き（構外用）、内履き（構内用）の区別を確実にして、その外履き靴保管場所は、指定された靴箱以外に保管しないこと。

③ 委託者の管理レベル１，２に入室した場合は、原則として作業服を洗濯したあとに構外へ持ち出すことができる。

④ ボタン外れ、だぶだぶサイズ服の着用を避け、身軽で清潔な長袖作業服を着用し、適正な状態の安全靴を使用する。

⑤ プライヤ、ペンチ、ドライバー、Ｌ型六角レンチ等の携帯工具は、工具収納用具に納めて持込み、自主管理する。

⑥ 作業内容に適した保護具（保護マスク、保護眼鏡、手袋等）を受託者で準備し、着用する。

⑦ 静電気による着火の恐れがある作業を行う場合は、帯電防止の服装・作業靴を着用して、放電処置を行い作業に取りかかる。

(4) 業務安全指示書

業務責任者は、大阪 PCB 処理事業所において規定する書式「様式―１ 業務安全指示書〔業務安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕」を作業前日までに作成して、運転管理会社安全技術課長・運転課長及び JESCO 大阪 PCB 処理事業所の運転管理課及び安全対策課等の許可を得ること。書式「様式―１業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕」については、監督員から提出を受けること。

(5) ＰＣＢ管理区域内での作業時安全対策の実施

今回の作業では、管理区域レベル２及び３に立ち入らないこと。

ＰＣＢ管理レベル３の区域に持ち込んだ物は除染しなければ持ち出せないので注意すること。

(6) 火気の取り扱い

年間保守業務等に際し、原則として直接火気は使用しない。但し、どうしても直接火気を使用しなければ作業ができない場合は、大阪 PCB 処理事業所作成の“火気取扱要領”を基に受託者の業務責任者は、「安全対策要領書」を作成するとともに、大阪 PCB 処理事業所において規定する書式「様式－２ 火気使用許可申請書兼許可書」を提出し、防火管理者の許可を得ること。書式「様式－２ 火気使用許可申請書兼許可書」については、監督員から提出を受けること。

なお、火気使用作業終了後、その場を離れる場合は安全を確認した後、委託者又は運転会社の承認を得ること。

(7) 設備操作の禁止

(a) 受託者は、作業要領書の提示により委託者の許可を受けている場合を除き、施設内のバルブ、スイッチなどの設備操作は禁止する。

(b) 受託者は、作業要領書にバルブの開閉、電源の入切等の作業について事前に図面に明示して委託者と受託者の業務担当者に配布し、作業前後に受託者の業務担当者が確認し、結果のチェック図面を委託者に提示すること。

(c) 点検時にバルブ、スイッチの操作を行う場合は、開・閉等の標識標示札を取り付けること。

(8) 現状確認

作業従事者は、作業の対象となる場所及び設備を監督員の立会のうえで事前に現地現物で確認すること。

(a) 危険物（油等）、可燃物（紙等）の所在、火気厳禁の範囲

(b) 活線の範囲と電源操作の位置（JESCO 大阪 PCB 処理事業所　自家用電気工作物業務保安要綱による）

(c) キャリアガス、燃焼用空気、水素ガス等のバルブを閉止する位置

(d) 操作する弁の開閉状態を現地で確認し図面に転記（確実な現状復帰）

(e) 管理区域レベルの確認と保護具の手配

2.12　試験・点検（検査）

(1) GC-MS, GC-ECD の試験・点検は、受託者が検査員の資格認定を与えた実務経験５年以上の特定技術者に固定して、実施すること。

(2) GC-ECD 洗浄後の検査は、原子力センタ検査機関が法に基づいた表示付認証機器の検査手順による。

(3) 電子天秤の校正は、受託者が検査員の資格認定を与えた実務経験５年以上の者に、計量法に準じた手順で校正すること。

(4) その他の分析機器定期点検は、実務経験３年以上の者が法、JIS 又は受託者の点検要領に基づき、実施すること。

2.13　業務検収

(1) 検収は、単体性能試験により機能を満たすことを業務責任者が確認後、業務（検査）報告書を監督員に提出し、監督員の受領をもって検収とする。

業務責任者は、保守業務完了後、履行期間内に監督員に報告書を提出のこと

(2) 年間保守業務は、2. 15 項に示す保証値を検査員が満足することを確認した時点で検収とする。

(3) 点検調整時に洗浄され受領した ECD 線源は、委託者による外観検査及び表示付線源納品書の確認をもって検収とする。

2.14　疑義

本仕様書に定めなき疑義、仕様もれ又は仕様変更が発生した場合については、その都度、委託者及び受託者の双方が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

2.15　保証

(1) 保証内容

■ メカニカル保証（受託者、設計･調達･製作及び保守業務施工に係わる部分の性能保証）

■ 品質・性能保証

保証値に不具合が発生した場合は、受託者及び委託者双方の協議により保証内容を決定するものとする。

(2) 保証期間

■ 引渡し後　　12　カ月（取替機器のＰＣ，ＰＲ等、但し、ＥＣＤは別途協議する）

保証期間内に発生した受託者の設計・製作・施行の不備による故障については、無償にて速やかに取替又は補修をすること。

2.16　免責事項

受託者の免責扱い事項を、以下に示す。

(a) 委託者の取扱い不備による故障

(b) 設備寿命劣化、外部腐食等による故障および天災等不可抗力による事項

(c) 本仕様書に記載なき事項については、別途協議する。

2.17　特記事項

(1) 受託者は、以下の事項を実施すること。

(a) 委託者とＴＢＭを毎日実施し、前日の報告、当日の予定確認及び作業指示を受ける。

(b) JESCO 大阪 PCB 処理事業所敷地内で仮設事務所が必要な場合、業務責任者は監督員と協議の上確保する。

(c) 業務中に、建物､建造物等を損傷または汚損した場合は、速やかに原形通り修復させる。

(d) 業務完了後は、業務残材の撤去及び後、片付け清掃をもれなく実施する。

(e) 受託者は、国家の標準とトレーサビリティがとれ適正な状態にある試験器、測定器及び標準物質等を持参して点検、校正を実施すること。(分析機器検査報告書へ該当試験器類の校正証明書を添付)

(2) ＰＣＢ付着物の廃棄

保守業務実施によりＰＣＢが付着した交換部品・資機材等が発生した場合は、ＰＣＢ除染及び廃棄処分は委託者が実施するので、委託者の指定する場所に除染できるサイズ及び形態まで切断又は分解・分別し保管すること。ただし、GC-ECD は、受託者が洗浄後、法に基づく手順で廃棄すること。

(3) ユーティリティ停止期間

業務実施中に、電気、ガス、水、計装空気、窒素、冷却水等のユーティリティ及び給気、排気等が一時停止する期間を確認して事前に監督員と協議し、それを踏まえた保守業務工程とすること。

(4) 支給品及び貸与品

(a) 保守業務に必要な消耗品（油脂類、ウエス、パッキン等）は、貸与品及び支給品を除き受託者が用意するものとする。

受託者が準備する消耗品、現在日常分析作業で使用している消耗品については、識別した一覧表を作成して、監督員と確認すること。

(b) 予備品として施設内に保管している機器及び部品のうち本業務に必要とする物については、事前に委託者の同意を得て取り替えること。

(5) 別契約の業務等

本保守業務期間中に行われる点検業務等があれば別途相談。業務責任者は、互いに連絡を密にし、協力して工程等調整を行うこと。

(b) 大阪ＰＣＢ廃棄物処理施設運転業務（２０２５年度）：

２０２５年４月１日 ～ ２０２６年３月末日 （株）エコクリエイト大阪

(c) 各種改修工事類

2.18 添付資料

(1) 特記添付資料−１ 「分析機器一覧表」（適用範囲の分析装置）

(2) 特記添付資料−２ 「電子天秤一覧表」

(3) 参考） 大阪東棟機器配置図（１Ｆ「分析室」）

3. 見積条件

3.1 現場環境

周囲条件	■ 一般場所 ■ 危険場所（高濃度分析室）	
特定条件	休日、夜間及び深夜作業	■ 有
	火気使用制限	■ 有
気象条件	屋内作業	■ 有
備 考	高濃度分析室は、作業服、作業靴の 区別化を行うこと。	
	JESCO 構外と構内の作業靴を履き替え	

3.2 業務所掌範囲

適用範囲を以下に示す、分析機器の詳細仕様は分析機器一覧表を参照のこと。

■ 分析機器年間保守（定期点検含む）業務施工

① ガスクロマトグラフ ８台

・定期点検 ８台 １回／年

(GC-ECD 6 台, 及び GC-FTD 1 台, 自動 GC(ﾍﾞﾝｾﾞﾝ分析用)1 台)

・GC-ECD 6 台のうち ECD 脱着調整業務は、9 個とする。

② 分析システムネットワーク設備

・PMOQ 点検 １式 １回／年

・ハード保守（PC 4 台）＋PC 9 台（GC 用）

・ｳｨﾙｽ定義ﾌｧｲﾙ更新およびＨＤによるﾃﾞｰﾀﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ業務　　2 回／年

■ 分析機器部品交換

① ガスクロマトグラフ質量分析計　　3 台

・部品取替を 9 回実施とする。（定期点検は、しない）

GCMS 交換部品

No	種別	単位	数量
1	ｲｵﾝ源洗浄費	個	3
2	ｾﾌﾟﾀﾑ ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌ LL 20P	個	1
3	ｾﾌﾟﾀﾑ CRS 25 ｺｲﾘ	個	1
4	ﾌﾟﾗﾝｼﾞﾔﾎﾙﾀﾞ 5 ｺｲﾘ	個	2
5	ﾏｲｸﾛｼﾘﾝｼﾞ 10F-S-0.63	個	9
6	ｲﾝｻｰﾄ SLESS ｼﾗﾝｶｼﾖﾘ	個	2
7	O ﾘﾝｸﾞ 4D P5 5 ｺｲﾘ	個	2
8	ﾌｨﾗﾒﾝﾄ D ASSY	個	18
9	BOX EI+(HEAT TREATED	個	6
10	REPELLER ASSY(+)	個	6

■ 定期点検（１回/年の頻度で下記分析機器類の校正、整備、付帯業務含む）

① 分析天秤/電子上皿天秤（計量法 or GLP に基づく手順）　　7 台

（ダイオキシン簡易分析計附属分析天秤は除く）

② 全有機体炭素計（燃焼部は 1 回／年）　　1 台

■ GC-ECD 線源の洗浄　　(9 台/年)

■ 保守業務に使用する標準物質、試験器の適正化

■ 平常（突発）補修、調整

■ 突発故障対応

（年間保守業務に示すオンコール保守業務＜ガスクロマトグラフ 8 台）

■ 受託者適用範囲の保守業務における消耗品の取替

■ 分析機器部品の調達　　■ 有（■委託者指示による分析機器、部品）

■ 保守業務材料、標準物質、試験器類の調達、保管、梱包、開梱、指定場所までの輸送

4. 業務共通仕様

4.1 保守業務基本設計 （原則として無、発生した場合は分析担当者と都度協議する）

(1) 図面提出要領（改造・取替部品については、必要に応じて提出）

完成図 ■ 製本 3 部

■ 電子媒体 2 部 （ ■ CD-R ）

主なソフト名 Word, Excel, Auto CAD, Visio, PDF

4.2 仮設業務 （必要に応じて）

仮設建屋 （利用時の費用は、別途協議とする）

■ 委託者にて手配 （ ■ 無償 ）

■ 資材置場 ■ 作業場 ■ 駐車場 ■ 飲料水 ■トイレ

■ 受託者にて手配

■ 通勤用の駐車場 ■ 電話

■ 業務用水 ■ 無償 （使用量 5 m^3／d）

■ 業務用圧縮空気 ■ 無償 （圧力 500 kPa, 使用量 m^3／h）

仮設足場 ■ 有償

備考 必要な仮設足場がある場合は、受託者で製作のこと。

4.3 分析機器の保管､管理及び運搬

(1) 保管、管理 ■ 受託者

(2) クレーン等重機 ■ 受託者

(3) 運搬、荷降し ■ 受託者 支給資材の構内運搬

4.4 危険場所区分

■ 危険場所 ■ 委託者指定区域 高濃度分析室

■ 一般場所 ■ 委託者指定箇所 事務所、打合せ場所、機器分析室、洗い場室
低濃度分析室

4.5 労災保険及び安全衛生関係

(1) 労災保険の付保 ■ 受託者 委託者業務範囲

(2) 安全管理者 ■ 受託者 監督又は代行者の兼務

(3) 安全選任者 ■ 安全管理者兼務

以 上

点検保守業務対象分析機器一覧表

2025年2月3日改訂

機器番号 東　棟	機器名称	合計	能力・容量
LE-9001-1	ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-1（GC-ECD）	1台	低塩素化PCB分析用、 ﾃﾞｭｱﾙ検出器ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑ仕様
LE-9001-1(4)	本体：ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ、ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑ、 電子捕獲型検出器(ECD)		
	付属品：ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ(12検体)、ｵｰﾄｲﾝｼﾞｪｸﾀ 消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC及び液晶ﾓﾆﾀは、LE-9001-1(3)と共用		
LE-9001-2	ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-2（GC-ECD）	2台	汎用PCB分析用、ﾃﾞｭｱﾙ検出器 ﾊﾟｯｸﾄﾞｶﾗﾑ仕様
LE-9001-2(1)	本体：ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ PACDｶﾗﾑ、 電子捕獲型検出器(ECD)		
	付属品：ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ(12検体)、ｵｰﾄｲﾝｼﾞｪｸﾀ		
	消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC、17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9001-2(4)	本体：ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ PACDｶﾗﾑ、 電子捕獲型検出器(ECD)		
	付属品：ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ(12検体)、ｵｰﾄｲﾝｼﾞｪｸﾀ 消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC及び液晶ﾓﾆﾀは、LE-9001-2(3)と共用		
LE-9001-3	ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-3（GC-ECD）	2台	汎用及び脱塩素後PCB分析用、 ﾃﾞｭｱﾙ検出器ﾊﾟｯｸﾄﾞｶﾗﾑ仕様
LE-9001-3(1)	本体：ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ PACDｶﾗﾑ、 電子捕獲型検出器(ECD)		
	付属品：ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ(12検体)、ｵｰﾄｲﾝｼﾞｪｸﾀ		
	消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC、17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9001-3(2)	本体：ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ PACDｶﾗﾑ、 電子捕獲型検出器(ECD)		
	付属品：ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ(12検体)、ｵｰﾄｲﾝｼﾞｪｸﾀ		
	消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC及び液晶ﾓﾆﾀは、LE-9001-3(1)と共用		

機器番号 棟　東	機器名称	合計	能力・容量
LE-9002	ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析計（GC-MS PLUS）	3台	低塩素化PCB及び不明物同定用、四重極質量分析型、 ｲｵﾝ化部:電子衝撃型(EI)
LE-9002(2)	MS本体/ｲｵﾝ化部：電子衝撃型(EI)、質量分析部：四重極型		四重極質量分析型
	GC本体/ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ、ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑ		
	付属品：分子ﾎﾟﾝﾌﾟ、ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ、 消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC		
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9002(3)	MS本体/ｲｵﾝ化部：電子衝撃型(EI)、質量分析部：四重極型		四重極質量分析型
	GC本体/ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ、ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑ		
	付属品：分子ﾎﾟﾝﾌﾟ、ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ、 消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC		
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9002(4)	MS本体/ｲｵﾝ化部：電子衝撃型(EI)、質量分析部：四重極型		四重極質量分析型
	GC本体/ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ、ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｶﾗﾑ		
	付属品：分子ﾎﾟﾝﾌﾟ、ｵｰﾄｻﾝﾌﾟﾗ、 消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC		
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9004	ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ（GC-FID）	1台	有機化合物（PCBを除く）分析用、ﾊﾟｯｸﾄﾞｶﾗﾑ仕様
LE-9004-3	本体：ｷｬﾋﾟﾗﾘｶﾗﾑ、水素炎ｲｵﾝ化検出器(FID)		GC-2010 PLUS
	ｷｬﾋﾟﾗﾘｶﾗﾑ ｱﾙｶﾘ熱ｲｵﾝ化検出器(FTD)仕様		
	付属品：消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC及び液晶ﾓﾆﾀは、LE-9004-3		

機器番号 東　棟	機器名称	合計	能力・容量
LE-9005	ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ（GC-TCD）、ECD	2台	無機ｶﾞｽ分析用、ﾊﾟｯｸﾄﾞｶﾗﾑ仕様
LE-9005-1 (9号機対応)	本体：ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ、ﾊﾟｯｸﾄﾞｶﾗﾑ、ECD		
	付属品：消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC		
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9005-2	本体：ｶﾗﾑｵｰﾌﾞﾝ、ﾊﾟｯｸﾄﾞｶﾗﾑ、熱伝導度検出器(TCD)、FID		
	付属品：サンプルセレクター、ｵｰﾄｲﾝｼﾞｪｸﾀ 消耗付属品一式		
	付属品：消耗付属品一式		
	ﾃﾞｰﾀ処理PC及び液晶ﾓﾆﾀは、LE-9005-1と共用		
	特別付属品：ｶﾞｽｽﾄﾘｯﾋﾟﾝｸﾞ用ｶﾞﾗｽ器具		
LE-9015	分析天秤	3台	秤量0.1mg～200g、3面風防
LE-9015-1	秤量0.1mg～120g/風防ｶﾞﾗｽ		
LE-9015-2	秤量0.1mg～220g/風防ｶﾞﾗｽ		
LE-9015-3	秤量0.1mg～220g/風防ｶﾞﾗｽ		
LE-9016	電子上皿天秤	4台	秤量0.1g～4200g
LE-9016-1	秤量0.1g～4200g		
LE-9016-2	秤量0.1g～4200g		
LE-9016-4	秤量0.1g～4200g		
LE-9016-5	秤量0.01g～420g		
LE-9071	分析ｼｽﾃﾑﾈｯﾄﾜｰｸ設備	1式	PCｻｰﾊﾞ、17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ、端末PC/ﾊﾞｰｺｰﾄﾞﾘｰﾀﾞ、 A4ﾓﾉｸﾛﾌﾟﾘﾝﾀ
LE-9071-1	ホスト端末		事務室
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9071-2	端末PC/ﾊﾞｰｺｰﾄﾞﾘｰﾀﾞ		低濃度室
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9071-3	端末PC/ﾊﾞｰｺｰﾄﾞﾘｰﾀﾞ		高濃度室
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
LE-9071-9	端末PC		機器室
	17ｲﾝﾁ液晶ﾓﾆﾀ		
その他		1台	
	全有機体炭素計		

分析室　電子天秤一覧表

特記添付資料－２

作成：２０２５年 1月３０日

No.	機器番号	機器名称	設置場所	管理区画	秤量範囲	目量	精度	メーカ	型式承認番号	検定証印	検定年月	型式	製造番号	備　考
1	LE-9015-1	風洞付化学天秤	LE-9044-11	非	0.1mg～120g	1mg	H	島津製作所	－	なし	なし	ATX124	D306930092	機器室
			(試料採取用)			d=0.1		(Unibloc)						
2	LE-9015-2	風洞付化学天秤	LE-9064-2	非	0.1mg～220g	1mg	H	島津製作所	－	なし	なし	AUX220	D449541552	
			(試料採取用)			d=0.1		(Unibloc)						
3	LE-9015-3	風洞付化学天秤	LE-9044-2	非	0.1mg～220g	1mg	H	島津製作所	－	なし	なし	AUW220D	D450013685	新型
			(試料採取用)			d=0.1		(Unibloc)						
4	LE-9016-1	電子上皿天秤	LE-9064-1	非	0.1g～4200g	1g	H	島津製作所	－	なし	なし	UW4200S	D447910012	LE-9044-4
			(粉末資料用)			d=0.1		(Unibloc)						
5	LE-9016-2	電子上皿天秤	LE-9064-5	非	0.1g～4200g	1g	H	島津製作所	－	なし	なし	UW4200S	D447960088	
			(ｶﾗﾑｸﾛﾏﾄ用)			d=0.1		(Unibloc)						
6	LE-9016-4	電子上皿天秤	LE-9044-4	非	0.1g～4200g	1g	H	島津製作所	－	なし	なし	UW4200S	D447910465	
			(試料採取用)			d=0.1		(Unibloc)						
7	LE-9016-5	電子上皿天秤	LE-9064-2	非	0.01g～420g	1g	H	島津製作所	－	なし	なし	UP422X	D400710079	
			(試料採取用)			d=0.1		(Unibloc)						

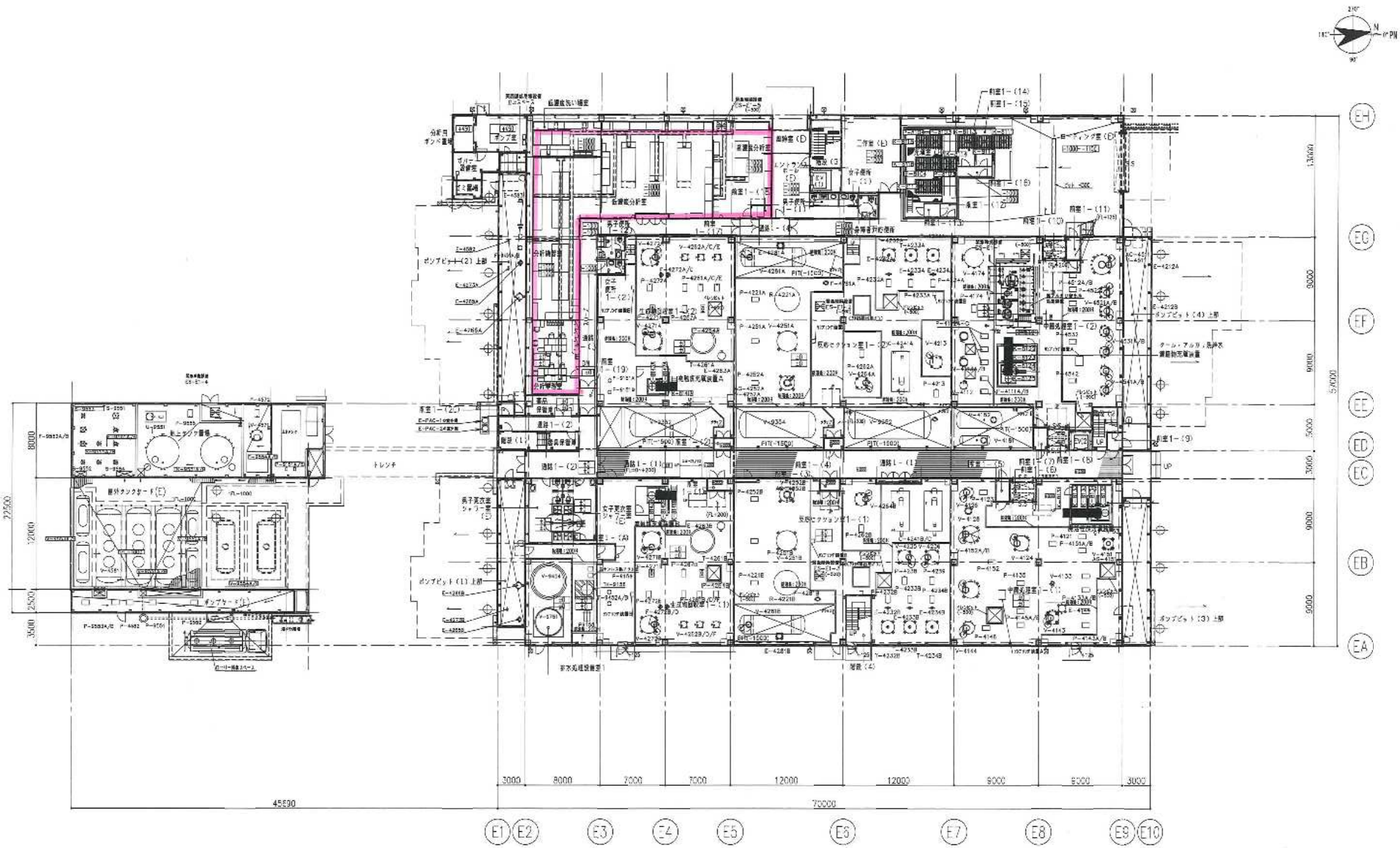

東棟　機器配置図　1階平面図

大阪 PCB 廃棄物処理施設

共通仕様書

令和６年６月改訂

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

１．適　　用

１）本共通仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所（以下「当社」という。）が発注する業務及び工事（以下「作業」という）に適用する。

２）共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

３）共通仕様書と他の図書類（以下「契約図書」という）の間に相違がある場合の優先順位は、以下の⑴から⑷の順序のとおりとする。

⑴ 質問回答書
⑵ 現場説明書
⑶ 特記仕様書
⑷ 共通仕様書

２．一般事項

１）関係法令等の遵守

作業を実施するにあたり、受注者は労働基準法、労働安全衛生法、消防法等の法令、その他関係法令の外、地方自治体が制定する関係条例を遵守すること。また、当社が制定する規定、規則、基準等を遵守すること。

２）作業の管理

契約図書に適合するよう完了（業務）または完成（工事）させるために、管理体制を確立し、安全、品質、工程等の管理を行うこと。

３）作業の責任者

受注者は作業責任者を定め、契約様式に基づき当社担当者（以下「監督員等」という）を経由し

て発注者に届け出ること。また、責任者を変更した場合も同様とする。

作業責任者は、作業担当者に作業の内容および監督員等の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。また、作業責任者は、作業担当者以上の経験、知識および技能を有する者とする。

なお、作業責任者は作業担当者を兼ねることができる。

３．安全衛生関連事項

１）新規入場者教育の受講

作業を実施するにあたり、新規入場者は当社が行う新規入場者教育を受講すること。

２）ＰＣＢ管理区域内での保護具等準備

当社はPCB廃棄物を取り扱う施設であり、PCBの取り扱う程度によってレベル区分を設定し、レベル毎に保護具等の安全対策を講じている。従って、管理区域レベル内で作業を行う際は、受注者が添付資料１「保護具管理要領」に定められた保護具等を準備し、これを着用して、安全に作業を行うこと。必要に応じて仮設の局所排気等の作業環境を維持する措置を講じること。

また、管理区域レベル３で使用していた保護具は持ち出せないため注意すること。

3）ＰＣＢ曝露時の措置

作業を実施する者が万が一 PCB に曝露した場合、速やかに除染措置を行い特定化学物質障害予防規則第 42 条における緊急診断を受診させること。

4）火気の取り扱い

作業を実施するにあたり、原則として火気の使用を禁止する。

ただし、やむを得ず火気を使用する場合は添付資料 2「火気取扱い要領」に定められた事項を遵守すると共に、書式 3「火気使用許可申請書兼許可証」を提出して防火管理者の許可を得ること。

火気使用前には受注者、当社、運転会社の 3 者で可燃ガス濃度の測定、危険物、可燃物の除去状況など安全確認を行う。受注者はこの安全確認終了後に必要な火災防止措置を講じた上で火気を使用すること。

また、火気使用終了時から 30 分経過後に残火を確認し結果を監督者に報告すること。

5）酸素欠乏危険作業時の安全管理

入槽作業など酸素欠乏危険作業を実施する場合は、添付資料 3「酸素欠乏危険作業実施要領」に定められた事項を遵守すると共に、作業着手前に運転会社または受注者が選任した酸欠主任者立会いのもと 1 年以内に検定を受けた酸素濃度計を使用し酸素濃度を測定して作業環境の安全を確認すること。

測定した酸素濃度が 20%未満の場合は、入槽作業を禁止する。

6）設備操作の禁止

監督員等の許可を受けている場合を除き、本施設内のバルブ、電源ブレーカー、スイッチ類の操作は禁止する。

7）作業用足場の設置

作業で使用する足場、仮囲いは受注者が負担すること。

足場、仮囲い等は労働安全衛生法、建築基準法、その他関係法令に従い、適切な材料および構造の物を使用すること。

8）作業場所以外への立ち入り禁止

作業場所への移動は定められた経路を通行すること。また、作業と関係のない場所への立ち入りは禁止する。

9）飲食、喫煙の禁止

指定された場所以外での飲食、喫煙は禁止する。飲食、喫煙できる場所については新規入場者教育時に指定する。また、喫煙後は消火を確認し火災予防を徹底すること。

4．現場作業関連事項

1）入構の手続き

受注者は添付資料 4「入出門管理要領」に定められた事項を遵守すると共に、事前に書式 4「車両乗入れ許可証」を提出し構内車両駐車の許可を得ること。「車両乗入れ許可証」は車内前方の

見やすい位置に掲示すること。

2）作業許可の手続き

受注者は事前に書式5「業務安全指示書」を提出し、当社からの安全に関する指示および作業実施の許可を得ること。

3）作業の報告

作業責任者は作業開始時および終了時にその旨を監督員に報告すること。また、作業途中でも緊急的に判断が必要となった場合は、監督員へ速やかに報告し指示を仰ぐこと。

4） 作業の記録

作業責任者は、作業を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとると共に、監督員の指示、承諾、または作業責任者等からの協議等は、書式１「業務打合せ簿」または書式2「工事打合せ簿」に記入し、押印の上これらについて監督員の確認を得た記録を残しておくこと。また、作業の経過および結果についても書面および写真などで記録を残しておくこと。

5）作業の安全管理

作業責任者は常に現場の安全、衛生管理に努めること。

6）作業の検査

受注者は受注した作業が完了（業務）または完成（工事）した時点で監督員の検査を受けること。また、作業途中でも工程の区切りなどで監督員の検査が必要となった場合は、その依頼を速やかに行うこと。

7）作業に使用する用役等

当社は操業に影響を与えない範囲で、下記用役等を無償で供給する。

・作業用電源　・計装用圧縮空気　・プラント用圧縮空気　・窒素　・上水

・仮設現場事務所、休憩所用敷地

5．廃棄物処理関連事項

1）残材の処理

受注者は作業を実施するにあたり、当社に持ち込んだ資材で使用しなかった或いは残った資材（以下「残材」という）については原則持ち帰ること。ただし、PCBに汚染された或いはその可能性がある残材については、当社で保管または処理するが極力発生を抑制すること。

2）廃棄物の処理

作業を実施するにあたり、発生した廃棄物は原則受注者負担で処理すること。ただし、PCBに汚染された或いはその可能性がある廃棄物については、当社で保管または処理するが極力発生を抑制するよう努めること。

6．その他

本共通仕様書および特記仕様書に記載なき事項が発生した場合は別途協議により決定する。

共通仕様書
書式1

別記様式　第3　業務打合せ簿(監督員⇔業務受託者)(用紙 A4 縦)

業務打合せ簿(監督員⇔業務受託者)

業務名		発議者	業務責任者 監督員
業務受託者			
発議形式	請求　通知　報告　申出(届・願)　承諾　指示　協議	発議日	令和　年　月　日

監督員押印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者押印	業務責任者	主任(監理)技術者
監督員以外の確認印				備考		

発議事項　(添付図書目録／内容)

件　名　：

回答事項	通知　報告　指示　承諾　一部承諾　不承諾　受理　解除	回答日	令和　年　月　日

(添付図書目録／内容／条件／理由等)

(注)　1．打合せの都度２部作成し、監督員と業務受託者が各々保管する。

2．選択項目は、[　　]で囲むこと。

共通仕様書
書式2

別記様式　第3　工事打合せ簿(監督員⇔工事受注者)(用紙 A4 縦)

工事打合せ簿(監督員⇔工事受注者)

工事名		発議者	現場代理人 監督員
工事受注者			
発議形式	請求　通知　報告　申出(届・願)　承諾　指示　協議	発議日	令和　年　月　日

監督員押印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者押印	現場代理人	主任(監理)技術者・他

監督員以外の確認印		備考	

発議事項　(添付図書目録／内容)

件　名：

回答事項	通知　報告　指示　承諾　一部承諾　不承諾　受理　解除	回答日	令和　年　月　日

(添付図書目録／内容／条件／理由等)

(注) 1．打合せの都度２部作成し、監督員と工事受注者が各々保管する。

2．選択項目は、□で囲むこと。

JESCO様式-2　火気使用許可申請書兼許可証

整理番号	2024 年度 －

（　新規　継続　）　火気使用許可申請書兼許可証

	元請	一次	二次
申請年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
会社名		※	※
役職	※		
火気使用責任者 火元責任者	※	※	※

※ 工事件名

※ 火気区分	有効期限	使用火気
直接火気	7日以内	例　（溶接/溶断/バーナー/グラインダー/電熱器等からの裸火など）
		※記入欄（　　）
間接火気	1か月以内	例　（火花を発生可能性のある電気機器、直接火気に該当しない加熱体）
		※記入欄（　　）
暖厨房火気	1年以内	例　（暖房湯沸かし等に使用する電熱器、ストーブコンロ等）
		※記入欄（　　）
喫煙火気	1年以内	例　（電気ポット、冷蔵庫、喫煙、電気スタンド等）
		※記入欄（　　）

許可年月日　　年　月　日　注1

新規許可証 No..　旧許可証 No..

担当課（室、PT）名

担当者名

工事（業務）名	※	所見・判定		
火気使用場所	※	防　火 管理者		運転会社 責任担当 者
防護対策	※			
火気使用期間	※	解体・撤去 ＰＴ マネージャー		
火気使用場所の位置図等 ※		安全対策 課　長		

※許可申請書発行時に記入のこと

注1. 定検期間中の間接火気使用許可については定検期間内は有効とする

（令和６年６月３日改訂）

共通仕様書 書式４

様式－１

許可（総務課）

車両乗入れ許可証

業　者　名		
車両管理責任者	氏名	携帯　－　－
運転者名	氏名	携帯　－　－
車　種		
ナンバー		
許可期間	～	

注意事項

１．車は指定の場所以外に駐車しないこと。
２．構内速度は10㎞/h 以下とする。
３．指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
４．構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
５．大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
６．構内での喫煙は厳禁である。
７．吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
８．車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
９．緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10．本許可証は返却すること。
11．構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。
（シートベルト、携帯電話、過積載、速度等）

令和　　年　　月　　日

業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

共通仕様書
書式５

業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕

工事番号		工事名称	
作業年月日		予定終了工事期間	

中間貯蔵・環境安全事業㈱		(株)エコクリエイト大阪		統括管理	元請		協力会社	
解体・撤去 PT	安全	運転	安全		責任者	担当	責任者（一次）	責任者（二次）

注記
1. 受注者は作業実施日の作業項目・作業時間・作業場所・作業指揮者名等を記入して作業前日の打合せに提出のこと。
2. ecoo担当者は安全作業指示事項を記入する。
3. 運転中の業務の場合は、施設運転管理者の作業許可サインを受領のこと。
4. JESCO担当者は予定作業が着工出来るか否かを、作業許可欄(許可・否のどちらか)に○印をして受注者にコピーを返却する。
5. 運転調整が必要な場合は、施設運転管理者の着工許可サインを受領してから許可証を受注者に発行する。
6. 作業場所に作業許可証を掲示すること。
7. 作業終了後受注者はecoo担当者に工事完了報告を行なうこと。
8. ecoo担当者は、工事完了を施設運転管理者に報告し本書原本に終了受付のサインを受領のこと。

No.	本日の作業内容	作業予定時間	作業場所 階・FL(m)	＊1 危険作業及び資格者作業	①作業指揮者名 ②作業人数	＊2 安全作業上のポイント 品質管理上のポイント	＊3 中間貯蔵・環境安全事業(株)安全指示事項 (株)エコクリエイト大阪安全指示事項	＊4 運転調整 作業可・否	受注者受領 確認者
(二次業者番号)			棟	高所・火気・重機・感電				有 ・ 無	
				足場・酸欠・有機・特化物	②			許可	
			室	玉掛・高所車・溶接・重量物	人				
			階	クレーン・支保工・建設重機	計 ①＋②		ecoo	否	
	火気使用許可番号			その他(一般・接触)	人				
(二次業者番号)		～	棟	高所・火気・重機・感電	①		JESCO	有 ・ 無	
				足場・酸欠・有機・特化物	②			許可	
			室	玉掛・高所車・溶接・ガス	人				
			階	クレーン・支保工・建設重機	計 ①＋②		ecoo	否	
	火気使用許可番号			その他( )	人				
(二次業者番号)		: ～ :	棟	高所・火気・重機・感電	①		JESCO	有 ・ 無	
				足場・酸欠・有機・特化物	②			許可	
			室	玉掛・高所車・溶接・ガス	人				
			階	クレーン・支保工・建設重機	計 ①＋②		ecoo	否	
	火気使用許可番号			その他( )	人				
(二次業者番号)		: ～ :	棟	高所・火気・重機・感電	①		JESCO	有 ・ 無	
				足場・酸欠・有機・特化物	②			許可	
			室	玉掛・高所車・溶接・ガス	人				
			階	クレーン・支保工・建設重機	計 ①＋②		ecoo	否	
	火気使用許可番号			その他( )	人				

備考
＊1 対象工事の項目に○印をつける。
＊2 受注者にて安全作業施工上のポイント及び品質管理上のポイントを記入する。
＊3 ecoo担当者は安全指示事項を必ず記入して受注者に返却する。
＊4 運転調整の必要な作業は運転調整欄の有りに○印をつけて作業着工許可は運転管理者の着工許可を得てから本許可証を発行する。

本紙手続フロー
受注者(原紙) → ecoo担当者(原紙サイン受領) → 施設運転管理者(原紙) → ecoo担当者(原紙)
→ 受注者(コピー):コピー受領時原紙に受領確認サイン → 当日作業完了後ecoo報告
→ ecoo担当者(原紙):施設運転管理者に報告(サイン受領)

共通仕様書
添付資料1

文書番号	
制定年月	2014年　2月　12日
改訂年月	2019年　4月　1日
改訂番号	０２

保護具管理要領

《目　　次》

頁

1．目　　的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2．適用範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3．保護具の着用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.1 管理区域レベル1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.2 管理区域レベル2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.3 管理区域レベル3 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.4 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4．保護具管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

承認	審査	作成
吉木	土井	宮野

JESCO

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪PCB処理事業所

保護具管理要領	頁番号　1／3
	文書番号：
	改訂番号：　02

1．目　的

この要領は、大阪ＰＣＢ処理事業所（以下事業所という）において使用している保護具について管理区域レベルに応じた着用及び交換基準を規定し、JESCO 所員の安全及び健康を確保することを目的とする。

2．適用範囲

事業所処理施設内に入室する全ての者に適用する。

3．保護具の着用（別表１管理区域レベルにおける保護具を参照）

3.1 管理区域レベル１

1) 作業服　；着用する。
2) ヘルメット　；着用する。
3) 手袋　；必要に応じて手袋を着用する。
4) マスク　；活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。
但し作業環境測定の結果、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は１回／2 週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
5) 靴　；安全靴（白色）を着用する。

3.2 管理区域レベル２

1) 作業服　；着用する。
2) ヘルメット　；着用する。
3) 手袋　；作業内容により取り決める。
4) マスク　；活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。
但し作業環境測定の結果、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は１回／2 週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
5) 靴　；安全靴（青色）を着用する

3.3 管理区域レベル３

1) 作業服　；化学防護服を着用する。化学防護服の交換頻度は１着／１日程度とする。
2) ヘルメット　；着用する。（レベル３前室に保管されているものを着用する）
3) 手袋　；インナー手袋を着用後、化学防護手袋を着用する。
4) マスク　；全面体型防毒マスクを着用する。吸収缶の交換頻度は１回／１週間程度とする。
5) 靴　；化学防護長靴（黄色）を着用する。

3.4 その他

作業用に許可された各管理区域に設置したグリーンハウス内の保護具

1) 作業服　；レベル３相当とし化学防護服を着用する。
2) ヘルメット　；設置管理区域でのヘルメットを着用する。
3) 手袋　；レベル３相当としインナー手袋を着用する。
4) マスク　；レベル３相当とし半面体型防毒マスクを着用する。
5) 靴　；設置管理区域での指定靴を着用する。

4．保護具管理

ＪＥＳＣＯ職員の半面体型防毒マスク吸収缶は、６ヶ月毎に交換する。（吸収缶に交換日を記入することで、自己管理を行う）

表1　管理区域レベルにおける保護具

管理レベル ／ 項目		管理区域レベル3	管理区域レベル2	管理区域レベル1	一般PCB廃棄物取扱区域	非管理区域	
						工場ゾーン	管理ゾーン
対象室名又はエリア		・小型解体室 ・大型解体室 ・漏洩品解体準備室	・解体／洗浄室 ・大型／小型抜油室 ・搬入室 ・充填室 ・開接作業室 ・解体室外周通路 ・中間処理室	・受入検査室 ・判定洗浄室 ・解体準備室 ・真空加熱分離処理室 ・蒸留室 ・液処理室 ・地下タンクボックス ・ポンプピット	・受入室 ・モニタリング機械室 ・ローディング室 ・分析機器室 ・分析室	・払出エリア ・中央制御室 ・電気室	・事務所 ・食堂 ・見学通路 ・ホール
保護具の要件	作業環境の基本的考え方	通常操業時下でPCBによる作業環境汚染の可能性があるため、レベルの高い管理が必要。	通常操業時、PCBによる作業環境汚染の可能性は低いが、相応の管理が必要。	設備等により工程内のPCBは、作業環境と隔離されているため、通常操業下では、PCBによる作業環境汚染はない。	管理区域レベル1～3を除く、PCB廃棄物の取扱区域	PCB廃棄物を取扱わない区域	
	作業従事者	トランス、コンデンサ等の解体作業に伴いPCB油を含む溶剤等が作業者に付着する可能性があるため適切な保護具を装備する。	基本的に一般作業着等の装備を行う。	一般作業着等の装備を行う。	一般作業着等の装備とする。	一般作業着等の装備とする。	
作業従事者の通常作業時の基本装備	作業服	○ （化学防護服）	○	○	○	○	－
	ヘルメット	○	○	○	○ （分析室は不要）	○	－
	手袋	○ （化学防護手袋）	作業内容により取り決め	必要に応じて手袋着用	受入室：皮手袋 分析室：分析用手袋	必要に応じて手袋着用	－
	インナー手袋	○	○ （溶剤等の液体に接触する可能性がある場合装着）	－	－	－	－
	マスク	○ （全面体型防毒マスク）	○ （簡易活性炭入りマスク）	○ （簡易活性炭入りマスク）	○ （簡易活性炭入りマスク）	－	－
	靴	○ 化学防護長靴（黄色）	○ レベル2専用（青色）	○ レベル1専用（白色）	○ レベル1専用（白色） 分析室は、専用靴	○ レベル1専用（白色） （中制・電気）室は、専用靴	－
	保護眼鏡	－	作業内容により取り決め	作業内容により取り決め	分析室：保護眼鏡	－	－
その他 ・PCB等付着作業時の装備 ・各管理区域に設置したｸﾞﾘｰﾝﾊｳｽ内		作業者の装備は、レベル3相当の保護具とする。（除染処理室での除染処理作業時はレベル3相当の装備）					

保護具管理要領	頁番号　3／3
	文書番号：
	改訂番号：　02

改訂来歴管理表

改訂番号	00	年 月 日	2014年　2月 12日	承認	審査	作成
新規制定、初版発行				油井	峯岡	勝部
改訂番号	01	年 月 日	2014年 12月 24日	承認	審査	作成
社名変更に伴う改訂				油井	土田	勝部
改訂番号	02	年 月 日	2019年　4月　1日	承認	審査	作成
適用範囲、保護具の名称変更及び、保護具の交換頻度を明記 別表-1を表1として本文に移動				青木	土井	宮野

共通仕様書
添付資料２

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所

火気取扱い要領

変更・改正履歴一覧

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂番号	担当者	照査者	決裁者
			所属／氏名	所属／氏名	所属／氏名
H18.05.09	初回作成	0	安井	林	清水
H18.10.03	正式引渡に伴う変更	1	安井	森長 林	清水
H22.09.15	予防規程変更に伴う見直し	2	勝部	安井	清水
H23.04.21	定期見直しに伴う変更	3	勝部	安井	油井
H27.09.25	社名変更/間接火気有効期限修正	4	勝部	中村	油井
H28.12.26	残火確認の追加	5	宮野	清水	青木
R06.04.01	事業所組織改編	6	有門	谷野	安井

火　気　取　扱　い　要　領

目　　次

第１章	総　則	１
第２章	管理組織と任務	２
第３章	作業等の種類と定義	２
第４章	工事及び設備所管等の担当者	３
第５章	危険区域の区分等	４
第６章	安全措置の責任区分	４
第７章	火気使用の手続き	５
第８章	火気使用の安全基準	７

添付資料
- 別図－１　火気使用管理組織図
- 別図－２　安全指示書承認・許可ルート／火気使用許可申請・交付ルート
- 別表－１　防火管理者等職務一覧表
- 様式－１　業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕
- 様式－２　火気使用許可申請書兼許可証

第１章　総　　則

（目　的）

第　１条　この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。） 大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）における新設、改造、保全等の工事に関わる作業、工事前措置及び非定常作業等（以下「作業」という。）に伴う事故及び災害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第　２条　この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）固定火気　　操業上常時固定的に使用する火気で、ボイラー、非常用発電機用ガスタービンエンジン、受変電装置等の電気設備、電動機器、操業上必要な火気をいう。

（2）直接火気　　溶接、溶断、バーナー、グラインダー及び電熱器等からの裸火、火花等赤熱体を発する火気をいう。

（3）間接火気　　次の機器等から発する火気をいう。

ア　火花を発生する可能性のある接点を持つ電気機器（構造が不明な場合を含める）

イ　ハンダゴテ等の直接火気に該当しない加熱体

ウ　駆動機、工具及び建設機械等の摩擦、衝撃等で火花が発生する可能性のあるもの

（4）暖厨房火気　　暖房、湯沸かし及び炊事等に使用する電熱器、ストーブ及びコンロ等をいう。

（5）喫煙火気　　喫煙に使用するライター、マッチ及び煙草をいう。

（6）運転会社　　事業所における処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。

（7）協力会社　　事業所における工事、作業等を当社から受託した者（運転会社を除く）をいう。

（8）事業所員等　　事業所、運転会社の従業員及び協力会社の作業員をいう。

（適用範囲）

第　３条　この要領は、事業所における火気の使用に係る災害の防止のため必要な事項を定めるものである。ただし、操業上常時固定的に使用する火気については適用しない。

２　この要領は、事業所に入構する全ての者に適用する。

（火気使用の原則）

第　４条　事業所構内においては、第７章（火気使用の手続き）に定める火気使用許可を得た者以外は、操業上常時固定的に使用する火気、暖厨房火気、喫煙火気以外一切の火気使用を禁止する。

２　処理施設内における直接火気使用は、原則として禁止する。

第２章　管理組織と任務

（管理組織）

第　５条　作業、工事及び火気使用に係る管理組織は、「火気使用管理組織図」（別図－１）のとおりとする。

（選解任及び職務等）

第　６条　前条に規定する防火管理者等の資格及びその職務については、「防火管理者等職務一覧表」（別表－１）のとおりとする。

第３章　作業等の種類と定義

（作業等の種類と定義）

第　７条　事業所の各種作業等の種類と定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 火気作業　　直接火気及び間接火気を使用する作業をいう。

(2) 槽内作業　　反応機、熱交換器、タンク、塔・槽類、ピット(深さ１.5m 以上)等の内部における作業をいう。尚、酸素欠乏危険作業、特定化学物質取扱作業、有機溶剤取扱作業の作業毎に法定作業主任者を選任しなければならない。

(3) 放射線作業　　装置、配管等の溶接不良、亀裂、損傷の状態等について検査するため、放射線同位元素又はエックス線を用いて行う非破壊検査作業及び放射線源を装備した設備に関わる作業をいう。

(4) 高所作業　　作業床から高さ２m以上又は深さ１.5m以上の場所で行う作業をいう。

(5) 重機作業　　移動式クレーン、移動式小型クレーン（通称ユニック車、ブルドーザー、ショベルカー等）の建設機械を使用して行う作業をいう。

(6) 活線作業　　電気、計装設備に対する修理､検査､清掃等の作業で、感電の恐れのある場合、又その作業が運転中の機器･装置に何らかの影響を及ぼす恐れがある作業をいう。

(7) 一般作業　　上記、火気作業、槽内作業、放射線作業以外の作業をいう。

(8) 上下作業　　飛来・落下等に起因した第３者傷害を起こす可能性のある上部と下部の同時作業をいう。原則として、作業高さ (H)×１／２の半径内を上下作業範囲という。

(9) 並行作業　　仮設足場設置・保温解体・縁切り作業等、同一機器・配管・エリアで協力会社と事業所員が別々の目的で作業することをいう。

(10) 自課作業　　事業所員自らが行う作業をいう。

(11) 運転中作業　　設備が停止している場合にあっても、系内に高圧ガス、危険物等取扱物質を保有しているものは原則として【運転中】として取扱うものとする。

(12) 非定常作業　　不定期に又は長い周期で定期的に行われる改修、検査等の作業をいう。

(13) 危険作業　　火気作業、槽内作業、放射線作業、活線作業、高所作業、重機作業、上下作業及び解体・撤去プロジェクトチームプロジェクトマネージャー（以下「解体・撤去 PT マネージャー」という。」が総合的に判断して危険と認定した作業をいう。

(14) 危険区域　　可燃性のガスもしくは液体又は水素を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所等の施設が設置されている区域をいう。

(15) マネージャー管理作業　　解体・撤去 PT マネージャー又はこれに準ずる者が、直接着工の

許可を行う作業で、次の作業とする。

ア　A種危険区域内の火気作業。

イ　運転中のB種危険区域内の火気作業。

ウ　槽内作業、放射線作業。

エ　解体・撤去 PT マネージャーが総合的に判断して危険と認定した作業。

(16)　作業の変更　　計画していた作業方法、工事工程、工事方法及び業務安全指示書に関し、基本的な内容の変更をすることをいう。

第４章　工事及び設備所管等の担当者

（工事及び設備所管等の担当者）

第　８条　事業所の工事及び設備所管等の担当者等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 解体・撤去プロジェクトチーム（以下「解体・撤去 PT」という。）　　PCB 廃棄物の処理に関する処理計画、操業管理及び資機材の管理並びに処理施設の運転、点検及び保全並びに PCB 廃棄物処理施設の解体撤去に関する事務をつかさどる部署をいう。

(2) 安全対策課　　PCB 廃棄物の処理に関する環境安全対策、労働安全衛生管理、防災及び緊急時における処理施設の運転の停止又は再開に関する事務をつかさどる部署をいう。

(3) 設備管理担当者等　　工事・作業に関する実施要領、工程、安全対策等作業計画の立案、工事･作業に関する監理の業務を担当する者で次に定める者をいう。

ア　設備管理担当者　　解体・撤去 PT マネージャーにより当該工事・作業を担当する者として解体・撤去 PT の中から指名された者。

イ　安全管理担当者　　統括管理者により当該工事・作業の安全管理を担当する者として安全対策課の中から指名された者。

(4) 協力会社責任者等　　協力会社が作業を実施する場合で次に定める者をいう。

ア　協力会社責任者　　事業所内における事業の実施を統括管理する者

イ　工事責任者　　協力会社責任者が、担当範囲を定めて指名した者であって、当該作業を含めて決められた範囲の安全及び作業を管理する責任を有する者。

ウ　作業責任者　　工事責任者が指名した者であって、当該作業に関わる安全確保及び実施について作業現場で作業中、直接指揮を行う責任を有する者。

エ　工事作業者　　工事範囲内の作業を行う者

(5) 運転会社担当者等　　運転会社にて工事等に関与する者をいう。

ア　工程責任者　　A種危険区域またはB種危険区域にて火気取り扱い作業を伴う作業で着工前に可燃性ガス濃度を測定し安全確認を行う者をいう。担当工程の班長または班長が指名した者。

イ　安全管理担当者　　安全技術課内の安全グループ員をいう。

第５章　危険区域の区分等

（危険区域の区分）

第　９条　危険区域をA種危険区域及びB種危険区域に区分し、その他の区域は非危険区域

に区分する。

2　危険区域のうち、次の各号に定める区域をＡ種危険区域とし、その他の区域はＢ種危険区域とする。

(1) 通常の状態において、可燃性のガス又は液体が漏洩する恐れがある圧縮機、ポンプ及び充填、詰め替え等の設備が設置されている区域。

(2) 異常の状態において漏洩した可燃性のガス又は液体が滞留する恐れのある防油堤の内側及び工作物が接近して設置されていること等により通風不良な場所。

（危険区域の指定及び解除）

第１０条　当該解体・撤去 PT マネージャーは、前条の区分に従い危険区域を指定又は解除する。

2　解体・撤去 PT マネージャーは、可燃性のガス又は液体を取り扱う区域に変更があった場合には、前項に従いその都度危険区域を変更しなければならない。

3　解体・撤去 PT マネージャーは、前各号の指定、解除又は変更を行った場合には、関係先にその旨を連絡する。

（危険区域の表示）

第１１条　解体・撤去 PT マネージャーは前条の指定に従い、危険区域の区分と範囲を明示するため危険区域指定図を見やすい個所に掲示する。

第６章　安全措置の責任区分

（解体・撤去 PT の責任）

第１２条　解体・撤去 PT は、作業対象施設及びこれに関連する設備の作業前措置、操業上の原因等より、作業に従事する者に危害を与えることがないよう必要な安全措置を講ずると共に、業務安全指示書の最終承認及び作業着手の許可を与える。又、安全対策課に取扱い物質の物性、危険性、周辺の状況等作業時の安全確保に必要な事項について連絡、指示、指導を行う責任を有する。なお、活線作業については、「自家用電気工作物工事保安要綱」による。

（安全対策課の責任）

第１３条　安全対策課は、作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な作業内容、方法、安全措置について作業全般にわたる安全上の対策に関する情報を解体・撤去 PT へ提供する責任を有する。また、解体・撤去 PT への協力事項として、次に定める項目とする。

(1)　作業対象施設に関係する設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずる

(2)　安全上の注意事項を連絡する

（協力会社の責任）

第１４条　協力会社は、（様式－１業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書兼作業許可証〕）を工事着手の前日までに「安全指示書承認・許可のルート」（別図－２）の系統に従い、解体・撤去 PT マネージャーに提出しなければならない。また、協力会社は、本規則及び業務安全指示書を遵守する義務を負い、作業実施における直接の責任を有する。

業務安全指示書の承認者

	火気作業	槽内作業	放射線作業	一般作業
危険区域　A種	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者
危険区域　B種				
非危険区域	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者			

工事の着工許可者

	火気作業		槽内作業		放射線作業	一般作業
	運転中	その他	運転中	その他		
危険区域　A種	解体・撤去 PT マネージャー	＊１	解体・撤去 PT マネージャー	＊１ ＊２	解体・撤去 PT マネージャー	＊１
危険区域　B種						
非危険区域						

＊１：業務安全指示書の承認者又は承認者が指名した者。

＊２：初回入槽時、解体・撤去 PT マネージャーの判断により PT マネージャー管理作業となる場合がある。

（承認者、許可者の変更）

第１５条　解体・撤去 PT は、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者について、取扱い物質、設備の危険度に応じ、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者を変更することが出来る。この場合は、解体・撤去 PT の上位責任者に承認を得ていること。

第７章　火気使用の手続き

（許可申請）

第１６条　事業所構内において火気を使用する時は、「様式－２新規・継続火気使用許可申請書」を火気使用する前日までに「火気使用許可申請・交付のルート」（別図－２）の系統に従い、防火管理者に提出しなければならない。

（使用許可）

第１７条　防火管理者は、火気使用許可申請書の内容を確認し、火気使用の安全について検討の上、許可又は不許可を決定する。不許可の場合は、その旨を設備管理担当者経由で協力会社責任者に連絡し、不適合部分の修正を指示する。許可の場合は、同申請の許可証を運転会社の安全管理担当者経由で協力会社の責任者へ送付する。

（許可期間）

第１８条　火気使用の許可期間は、次表のとおりとする。

直接火気	間接火気	暖厨房 ・喫煙火気
７日以内	１カ月以内	１年以内

☆定検中の間接火気使用許可については、同一定検期間中有効とする。

（許可証の交付）

第１９条　解体・撤去 PT は、「火気使用許可申請・交付のルート」（別図－２）により許可証等を交付する。

２　設備管理担当者は火気使用開始前に、火気使用許可申請書兼許可証に記載されている防護対策、安全対策の実施状況や可燃物の有無等について現場確認を行う。可燃性ガスの存在等異常を認めたときは、火気の使用を一時保留させ、協力会社責任者・運転会社の工程責任者・解体・撤去 PT 設備担当者に連絡すると共に防火管理者に報告し、指示を受ける。

項目／区分	被　交　付　者	許　　可　　証　　等
直　接　火　気	工 事 責 任 者	火気使用許可証 工事責任者 腕章
間　接　火　気	工 事 責 任 者	
暖厨房・喫煙火気	火 元 責 任 者	火気使用許可証 喫煙指定所表示板

（火気使用許可証等の掲示）

第２０条　工事責任者は、火気使用許可証を火気使用場所の見易い位置に、火気使用期間中、掲示する。

（火気使用前の連絡等）

第２１条　工事責任者は、直接火気使用前に危険防止に必要な措置が完了していることを確認すること。

２　工事責任者は、火気使用が危険であると判断したときは、火気使用を中断させ、その理由を協力会社責任者及び立会者に連絡すること。

（残火確認）

第２２条　工事責任者は、火気使用の中断及び終了時は、残火の安全処理がなされている事を確認する。尚　残火確認は、30 分経過後とし許可証の返納時に結果を報告する。

（許可証等の返納）

第２３条　工事責任者は、火気使用が終了したときは、あと始末の完了を見届けた上、協力会社責任者の確認後、交付された火気使用許可証を返納する。（原本は JESCO にて 6 ヶ月保管）

第８章　火気使用の安全基準

（火災警報等と火気使用制限）

第２４条　安全対策課長は、火災警報等の火災に関する情報を受信したときは、電話又は構内放送によってその旨周知させる。

２　協力会社責任者又は工事責任者は、火災警報等が発令されたときは、直接火気の使用を中止し防火対策等の措置をとる。

（共通防火対策）

第２５条　工事責任者は、火気を使用するときは、次の各号に掲げる防火対策を行うこと。

(1) タンクヤード等可燃性ガスの発生するおそれがある場所においては、着工前に運転会社の工程責任者または代理者により可燃性ガス濃度が測定され安全確認が終了していること。
別表―１「危険物性状と可燃性ガス検知器の警報値」参照

(2) 火気を使用する場所においては、火花の飛散を考慮して、危険物及び可燃物（油、ウエス、紙屑等）を除去すること。

(3) 火気を使用する場所に油の溜まりがある場合には、吸いとり、拭きとり、水洗、スチーミング、砂盛りなどをして除去しておくこと。また、可燃性ガスやベーパーの洩れるおそれがあるところは、砂盛り、詰物などで出口をふさぐこと。

(4) 火花の飛散を防止するために、鉄板、防炎シートなどで火花を受けるようにすること。

(5) 設備、機器の配置が狭い場所や高所で火気を使用するときは、監視員を配置すること。

(6) 掘削工事を行うときは、油のしみだしの有無や地下埋設物に注意すること。

(7) 火気使用前に可燃性ガス濃度を測定し許可を受けても、タンクヤード、ピットやドレンピット付近、ポンプのグランド及び軸受け付近、マンホール付近、その他危険を予測できる部分では、努めて頻繁に可燃性ガス濃度の測定を行うこと。

(8) 常に周辺に注意して作業を行い、可燃性ガスやベーパーが発生した場合は直ちに火気の使用を中止し、工事立会者に連絡すること。工事立会者が現場を離れているときは、工事立ち会い者の代行者へ連絡すること。

(9) 排水管、排水溝、ケーブルダクト、開放された配管、マンホールなど他の部分と導通しているものがある場合には、仕切板等で遮断し、事故の発生を防ぐこと。

(10) 空気ラインといえどもコンプレッサーの潤滑油が存在するおそれがあるので、火気使用に際しては、可燃性ガスの濃度測定を行って安全を確かめること。他のユーティリティラインについても同様にすること。

(11) 火災警報等が発令されたときは、工事立会者又は付近の事業所員等の指示に従い、直接火気使用中止等の防火対策をとること。

(12) 火花の飛散範囲内に、可燃性ガス、ベーパー漏えいの恐れがある場合は、火花の飛散防止のための防火塀その他の防護設備を設けること。

(13) 工事責任者は、火気を使用する場所には、消火器（10 型以上）を準備しておくこと。また、必要に応じ、水ホース、大型消火器などを配置しておくこと。

（作業用機器の防火対策）

第２６条　工事責任者又は火元責任者は、工事等で使用する作業用機器について、次の各号に掲げる防火対策を行うこと。

(1) アセチレン溶接、溶断

ア　使用するアセチレンは、溶解アセチレンとすること。この場合、溶接作業には、ガス溶接作業主任者の資格を必要とする。

イ　酸素ボンベとアセチレンボンベは、危険物の近くに置かず、逆火した場合に火を吹かないようにできるだけ離して置くこと。この場合アセチレンボンベは、直立して使用すること。

ウ　ボンベ類は転倒防止に注意すること。特に高所の場合は、鎖又は番線で固縛すること。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)

エ　ホース類は安全バンドで締め付け、火炎又は火花の掛からないようにしておくこと。

オ　圧力調整弁は、正常に機能するものを使用すること。

カ　酸素ボンベやホースに油脂を付着させないこと。

キ　アセチレンの使用圧は、最高 1.3kg／c ㎡を超えないこと。

(2) 電気溶接

ア　使用する電気溶接器は、絶縁試験に合格したものを使用すること。交流溶接器は、電撃防止器のついたものを使用すること。溶接作業者は、特別教育を修了していること。

イ　一次線、二次線には、十分な容量を持ち被覆の傷んでいないキャプタイヤケーブルを用いること。溶接器のリード端子との接続を完全にし、充電部の露出部は、絶縁テープで完全に被覆しておくこと。

ウ　溶接器のフレームは、確実にアースをすること。アースは安全な場所にとること。

エ　作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(3) トーチランプ

ア　弁類からの漏れがないことを確かめること。

イ　現場で燃料を補給しないこと。使用後は空気を抜いておくこと。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)

(4) 電気ドリル、電気グラインダー

ア　漏電遮断器を取り付け、絶縁試験に合格したものを使用すること。

イ　配線には、アース線を持ったキャプタイヤケーブルを使用すること。

ウ　作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(5) 電動機

ア　電動機は、絶縁試験に合格したものを使用すること。

イ　配線その他は、他の電気機器と同様に安全に配慮すること。

(6) 電気コテ

ア　配線は、キャプタイヤケーブルを用い、正規のプラグを設けて電源をとること。

イ　コテは、不燃性の台に置くこと。

ウ　高所で作業するときは、ケーブルの一箇所を上部に固定すること。

(7) 内燃機関（内燃機関には、エンジンウェルダー、コンプレッサー、コンクリートミキサーの付属エンジン及びその他これに類するものを含み、車両のエンジンを除く。）

ア　車両については、「入出門管理要領」に定めるところにより乗入許可をとること。

イ　構内で使用する内燃機関の排気口には、火粉防止器（スパーノン、スパレスターなど）を取り付けること。

ウ　運転中、燃料補給は行わないこと。

エ　エンジンウェルダーは、アースをとること。

(8) はつり

ア　はつり作業では、散水等により火花の出ないようにすること。

イ　周辺の状況によりシートなどを張り、破片の飛散を防ぐこと。

(9) ワイヤーブラシ及び上記(1)から(8)の作業　　タンクやベッセルに危険物の張り込み中、可燃性ガスの放出中、又はエアブロー中は、ワイヤーブラシ作業を中止すること。

(工事作業者の遵守事項)

第２７条　工事作業者は、次のことを遵守すること。

(1) 作業責任者等の指示に従うこと。

(2) 危険物予防規程を遵守すること。

(暖厨房及び喫煙所の表示)

第２８条　暖厨房及び喫煙所については、所定の表示板及び火元責任者を記入し、火気使用場所の入口に表示すること。

付　　則

１　平成１８年　５月　９日制定
２　平成１８年１０月　３日改訂
３　平成２２年　９月１５日改訂
４　平成２３年　４月２１日改訂
５　平成２７年　９月２５日改訂
６　平成２８年１２月２６日改訂
７　令和　６年　４月　１日改訂

別図－１　（第 5 条関係）

火 気 使 用 管 理 組 織 図

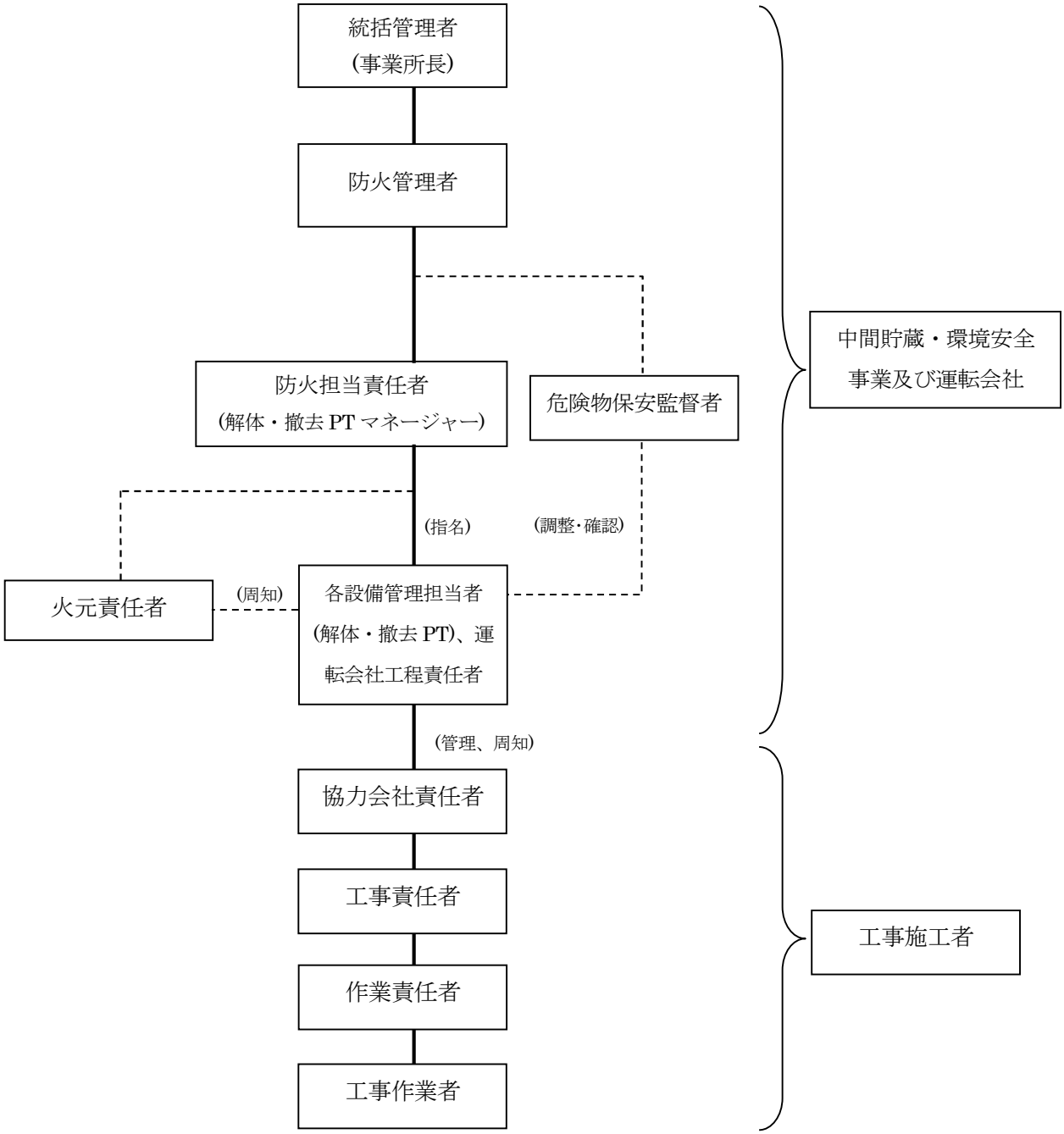

別図－２

（第１５条関係）

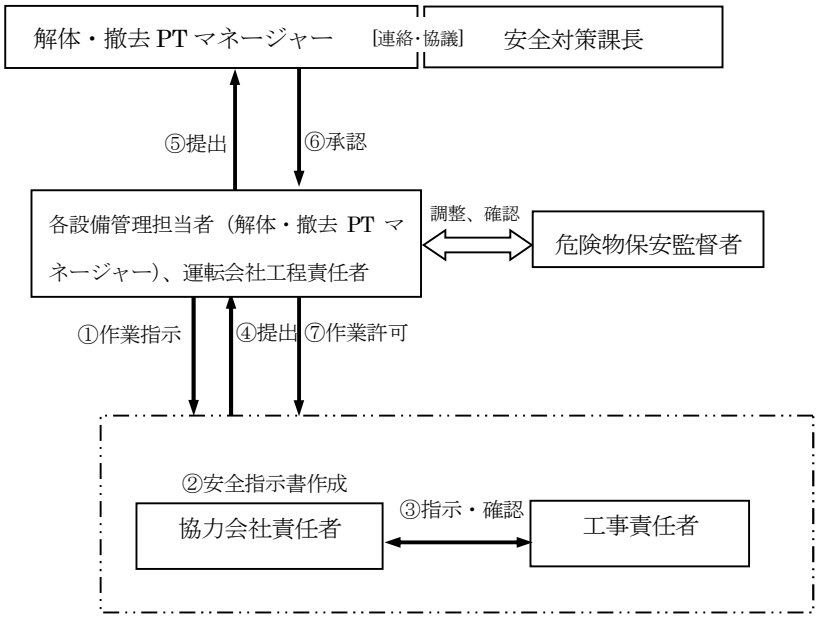

安全指示書承認・許可のルート

（第１７条関係）

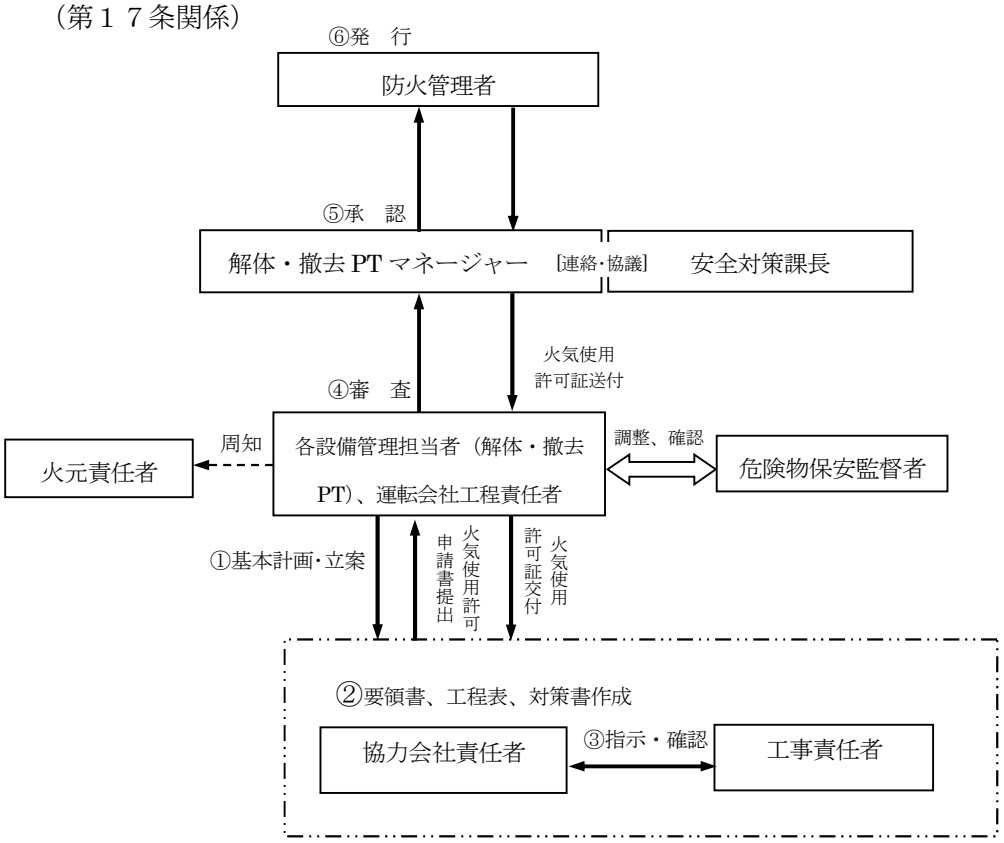

火気使用許可申請・交付のルート

別表－１　（第６条関係）

防火管理者等職務一覧表

名　　称	選任される者の具備すべき資格等	職　　務
防火管理者	管理的職位にあり、かつ、法に定める防火管理者の資格を有する者	(1) 消防計画の作成に関すること。 (2) 消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施に関すること。 (3) 建築物等、火気使用設備器具、電気設備等の点検検査の実施及び監督に関すること。 (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督に関すること。 (5) 火気の使用許可及び建築物等の増改築並びに仮設建造物の設置許可に関する審査に関すること。 (6) 気象条件又は火気使用場所周辺における可燃物の状況等による火気使用制限の措置に関すること。 (7) 収容人員の管理に関すること。 (8) 火元責任者及び副火元責任者並びに火気取扱責任者及び副火気取扱責任者の指導監督に関すること。 (9) 消防機関への連絡に関すること。 (10) 管理権原者（所長）に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務に関すること。
副防火管理者	管理的職位にあり、防火管理者が指名する者	防火管理者を補佐する。防火管理者が出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代行する。

名　　称	選任される者の具備すべき資格等	職　　務
火元責任者	管理・監督的職位にある事業所員等で、統括管理者が指名する。	(1) 火気使用許可申請書の作成及び防火管理者の火気使用に関する指示事項の措置に関すること。 (2) 火気使用器具の管理及び火気使用の指導に関すること。 (3) 消火器、消火水槽等の設置及びその維持管理に関すること。 (4) 緊急事態発生時の応急措置及び従業員等の指揮に関すること。 (5) 退勤時の消火確認に関すること。 (6) その他、防火のため必要な措置に関すること。
設備管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、解体・撤去 PT マネージャーが指名する。	(1) 可燃性ガス、可燃性液体のパージ、配管、弁類の措置、作業中の散水措置等作業環境の安全化に関すること。 (2) 緊急時の措置についての指示に関すること。 (3) 作業時間、風向等による火気使用制限に関すること。 (4) 火気使用現場の巡回、異常を発見したときの火気使用中止等の措置に関すること。 (注)火気使用を中止させたときは、協力会社責任者に連絡すること。
安全管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、安全対策課長が指名する。	(1) 協力会社に対し工事・作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な工事・作業内容、方法、安全上の措置について、作業全般にわたる安全上の指示を与え、指導、管理すること。 (2) 解体・撤去 PT への協力として、作業対象施設に関係する設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずること。また、安全上の注意事項を連絡すること。

名　　称	選任される者の具備すべき資格等	職　　務
協力会社 責 任 者	事業所内における工事の実施を統括管理する者で、安全対策課長が認めた者。	(1) 工事の開始前に、設備管理担当者立会のもとに、工事を行う建築物等に対する養生及び安全上の措置を確認すること。 (2) 工事の安全上の措置を工事関係者に周知させると共に、その実施を指揮すること。 (3) 工事完了後、設備管理担当者立会の元に、工事の完了を確認すること。
工　　事 責 任 者	協力会社責任者が指名した者で工事の安全及び管理の責任を有する者で、安全対策課長が認めた者。	(1) 火気使用許可申請書を作成し、防火管理者、設備管理担当者、協力会社責任者の指示事項の遵守に関すること。 (2) 許可条件の遵守、作業者の指揮及び教育に関すること。 (3) 可燃性ガス検知に関すること。 (4) 火気使用許可書の受領及び返納に関すること。 (5) 緊急時の措置及び緊急時の作業員の指揮に関すること。 (6) 火気使用開始の連絡及び後始末並びに火気使用報告に関すること。

共通仕様書
添付資料3

制定年月	2013年　7月25日
改訂年月	2018年 7月　1日
改訂番号	02

酸素欠乏危険作業実施要領

《目　　次》

頁

1．目　　的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2．用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3．許可基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4．許可決定者等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2
5．酸欠作業主任者、責任者等の資格・・・・・・・・・・・・・ 3
6．定置式酸素濃度計の扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

表-1　酸素欠乏危険作業場所

承認	審査	作成
土井	有門	宮野

JESCO

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

酸素欠乏危険作業実施要領	頁番号　1／4
	改訂番号：　02

1．目的

この要領は、大阪 PCB 処理事業所（以下大阪事業所という）内の施設内部等で行う作業のうち労働安全衛生規法施行令別表第六　酸素欠乏危険場所に該当する場所及び大阪事業所の指定した場所で内部に入り点検／作業を行う場合に、安全を確保するために定めるものである。

2．用語の定義

酸素欠乏危険作業（以下「酸欠危険作業」という）とは、労働安全衛生法施行令別表6に掲げる酸欠危険場所をいう。

(1) 許可決定者　　機器内作業の許可権限を有する者
(2) 作業工程　　機器内作業を担当する工程
(3) 作業工程責任者　機器内作業を担当する工程の責任者または代理者
(4) 作業請負者　　機器内作業を請け負った者
(5) 酸欠危険作業主任者（以下、酸欠作業主任者という）
　　酸欠作業主任者免状保有者の内から選任された者
(6) 監視人　　機器内作業の状況を常時監視する者
(7) 立会者　　機器内作業を適宜監視する者
(8) 作業指揮者　　機器内作業を指揮・監督する者
(9) 機器内作業許可　JESCO、ecoo 承認済みの「業務安全指示書」による

3．許可基準

機器内作業は、「業務安全指示書」に基づくチェック内容に安全衛生上の問題が無く、以下の対策事項が確実に行われている場合に許可する。

(1) 内容物が完全に排除されている。（但し、許可決定者が危険性に問題がないと判断したものについてはこの限りでない）
(2) 排除不能で危険性のある（可燃性ガス・有害ガス濃度が許容濃度以上である等）ものについては、送気マスク等の適切な保護具使用、消火対策等の事故防止措置が講じられており、保護具は作業従事者以上の数量がそろえられている。
(3) 配管は切り離し又は完全に閉止板の挿入がなされている。
(4) 酸素濃度は２０％以上である。
(5) 酸素濃度は２０％未満で送気マスク等の保護具を用いる危険作業については、許可決定者が作業内容を承認した上で、許可を出す。
(6) 酸欠作業主任者、作業指揮者が選任されている。

4．許可決定者等の責務

(1) 許可決定者等の責務
① 機器内作業の許可に際し「許可基準」に適合し、且つ事故防止措置の計画が万全であるかチェックした上で許可する。
② 許可条件の実施について監視・指導する。
③ 作業工程責任者を指名すること。

(2) 作業工程責任者の責務
① 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
② 作業開始前の条件及び作業工程を確認し、事故防止措置を講じる。

③ 緊急時の処置体制を確立し、且つ災害発生時には適切な措置を講じる。
④ 請負作業の場合、次の事項を行う。
ア．責任者を指名する。
イ．作業請負者に対し、次の指導を行う。
(ア) 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
(イ) 作業者に対する教育
(ウ) 災害防止に関する指導

(3) 酸欠作業主任者の責務
① 作業員の特別教育ならびに緊急処置に関する教育を行う。
② 作業者が酸欠にならないように、作業方法を決定し、作業者を指揮する。作業の方法とは、換排気装置および送気設備の起動、停止、監視並びに調整、作業者の当該場所への立ち入り、保護具の使用、事故発生の場合の退避および救出等についての作業方法をいう。
③ 酸素濃度計、ガス濃度計、換気装置、保護具および緊急用具等の点検を行い、機能が正常であることを確認する。
④ 酸素濃度およびガス濃度の測定は、工事範囲にあたる運転会社（又はＪＶ）の酸欠作業主任者が行う。
⑤ 機器内作業の開始時、中断後の再開時および換排気装置に異常があった場合には、適宜機器内の酸素濃度を測定し、２０％以上であることを確認する。
ア．測定は酸欠作業主任者が、原則として、機器の外部から行い、測定しようとする箇所に「体の乗り入れ」、「立ち入り」等をしない。
イ．測定は原則として、測定する者と監視を行う者を置いて行うこと。但し、内容物除去、配管切り離し等、安全対策が万全で酸欠の危険性が無く、作業工程責任者の許可を得た場合は一人作業を行うことが出来る。
ウ．外部から測定が困難な場合等は、送気マスク、安全帯等の適切な保護具を使用し、立ち入って測定する。この場合、上記同様に監視を行う者を置き、当該監視する者についても保護具を着用する。
エ．引火性ガスが存在する恐れがある場所では、照明を含め、電気機器は防爆構造のものを使用する。
⑥ 酸素濃度測定後、測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名を記録しこれを３年間保管する。

(4) 作業工程責任者の責務
① 「業務安全指示書」の指示事項をチェックし、異常のないことを確認した上で作業に着手させる。
② 作業全体の安全を把握し、指揮すると共に、安全順守事項の現場指導を行う。
③ 機器内作業中は、現場の見やすい位置に「業務安全指示書」を掲示すると共に管理を行う。

(5) 監視人の責務
① 常時作業の状況を監視する。外部から作業を監視することが困難な場合は、作業従事者の中から通報するものを定め、責任者へ連絡する体制をとる。
② 異常が発生した場合は、直ちに酸欠作業主任者および関係者に通報する。

災害を防止するため、単独行動を行ってはならない。

③ 作業開始、中断時および終了時には作業者の氏名、人数、異常の無いことを確認する。

5．酸欠作業主任者、責任者等の資格

(1) 酸欠作業主任者の資格

酸欠作業主任者の免状保有者で作業工程責任者から選任された者。

(2) 作業責任者の資格

酸欠作業主任者の免状保有者、又はその他の者で作業工程責任者から選任された者。

6．定置式酸素濃度計の扱い

(1) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六に掲げられている危険場所以外に大阪事業所内で任意に定置式の酸素濃度計を設置するときは警報値を１８％～２１％の範囲で設定する。

(2) 定置式酸素濃度計の校正は一年を超えない範囲で専門の業者により行う。

(3) 定置式酸素濃度計から警報が出た場合の対処は下記により行う。

① 携帯型酸素濃度計を準備する。

② 携帯型酸素濃度計のスイッチを入れ、表示が 20.9～21.0％を確認する。

③ 手を伸ばして室内の酸素濃度を測定する。

④ 表示が２０％以上の場合、入室の制限は不要、測定結果を中央制御室へ連絡。

⑤ 表示が２０％未満の場合は「入室禁止」を掲示し上司に報告を行う。

⑥ 報告を受けた上司は酸素濃度低下の原因を調査すると共に JESCO に報告する。

(4) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六以外の場所では酸素濃度に関する入室許可、携帯型酸素濃度計による測定および記録は不要。

(5) 定置式酸素濃度計は大気圧力、湿度により表示が変化することをあらかじめ作業員に周知すること。温度については最大０．５％の誤差で簡易補正機能が付属されている。

表-1　酸素欠乏危険作業場所

No	場所	装置名
1	西棟１Ｆ　解体・洗浄室	解体前洗浄装置
2	西棟１Ｆ　判定洗浄室	洗浄装置
3	西棟３Ｆ　ﾕｰﾃｨﾘﾃｨ室	PSA 窒素分離装置（A,B）
4	西棟３Ｆ　真空加熱分離処理室	真空加熱炉（A,B,C,D）
5	東西棟　屋外	屋内ﾀﾝｸ
6	東西棟　全域	塔槽類

改訂来歴管理表

酸素欠乏危険作業実施要領	頁番号　4／4
	改訂番号：　02

改訂	年 月 日	承認	審査	作成
00	2013年7月25日	峯岡	大台	勝部
新規制定、初版発行				
01	2014年12月24日	土田	中村	勝部
社名変更				
02	2018年　7月　1日	土井	有門	宮野
事業所の酸素欠乏危険場所を指定 監視人の定義内容を変更				

共通仕様書
添付資料４

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所

入出門管理要領

変更・改正履歴一覧

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂番号	担当者	照査者	決裁者
			所属／氏名	所属／氏名	所属／氏名
H19.04.02	初回作成	0	熊井	表	清水
H19.10.22	車両乗入れ許可証の改訂	1	網本	表	清水
H26.12.24	社名変更	2	網本	大西	油井
R02.12.04	車両乗入れ許可証の改訂	3	網本	児林	安井
R06.06.03	第2条(5),第6条(4),第10条,第12条,13条,14条,15条（1,3,4,6）16条,17条の削除 第2条,第7条,第9条,様式－１の改訂	4	網本	西村	安井

入　出　門　管　理　要　領

目　　次

１．	目　的	１
２．	用語の定義	１
３．	適用範囲	１
４．	門の管理	１
５．	門の呼称	１
６．	入出門	１
７．	門の開閉	２
８．	入門制限	２
９．	入門許可	２
１０．	車両乗入れ許可	２
１１．	遵守事項	３

添付資料
様式－１　　車両乗入れ許可証

第　1　章　総　　則

（目　的）

第１条　この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）安全衛生管理細則に基づき入出門に関する必要な事項を定め事業所の安全確保及び秩序の維持を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運　転　会　社　　処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
(2) 協　力　会　社　　事業所における工事、業務等を当社から受託した者をいう。
(3) 事 業 所 員 等　　事業所及び運転会社の従業員をいう。
(4) 協 力 会 社 員 等　　協力会社の従業員、運転会社又は協力会社から作業等の委託を受けた者、工事・業務に必要な資機材の搬入又は納品等で繰返し来訪する者をいう。
(5) 警備員・清掃員　　事業所の警備及び清掃を当社から受託した者をいう。
(6) 一 般 来 訪 者　　施設見学及び前項までに含まれない要件で来訪する者をいう。

（適用範囲）

第３条　この要領は事業所に入出するすべての者及び車両に適用する。

（門の管理）

第４条　事業所に設置された出入口の門（以下「門」という。）の管理担当課は総務課とする。

第　2　章　入　出　門

（門の呼称）

第５条　門の呼称は、次表のとおりとする。

呼　称	設　置　場　所
西棟　正　門　（Ｇ１）	西棟　東側　正面玄関前
西棟　北　門　（Ｇ２）	西棟　北側
西棟　通用門　（Ｇ３）	西棟　南側
東棟　正　門　（Ｇ４）	東棟　西側　正面玄関前
東棟　通用門　（Ｇ５）	東棟　西側　正面玄関前、正門（Ｇ４）横
東棟　北　門　（Ｇ６）	東棟　北側

（入出門）

第６条　事業所の門は、原則として次の各号に定めるところによる。
ただし、緊急時又は業務上保安上必要がある時は、この限りでない。

(1) 事業所員等が入出に使用する門は、原則として西棟通用門及び東棟正門（又は通用門）とする。ただし、車両にて入出する際は西棟正門及び東棟正門とする。
(2) 協力会社員等が入出に使用する門は、西棟通用門及び東棟通用門とする。

ただし、車両にて入出する際は、西棟北門及び東棟北門とする。

(3) 一般来訪者及び大阪事業所以外の当社社員が入出に使用する門は西棟正門及び東棟正門とする。

(4) 東西移送専用車両、分析サンプル移送車両の入出は西棟北門及び東棟北門を使用することとする。

(門の開閉)

第７条　門の開閉は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

ただし、業務上又は保安上必要があるときは、この限りでない。

(1) 西棟正門は警備員が開閉（開門 午前９時、閉門 午後５時半）する。

(2) 西棟通用門及び東棟通用門の暗証番号錠は入出する者が開錠する。

(3) 西棟北門及び東棟北門は運転会社が開閉する。

(4) 東棟正門は警備員又は運転会社が開閉する。

(入門制限)

第８条　入門しようとする者が次の各号に該当するときは入門を制限又は禁止する。

(1) 酒気を帯びて正常な業務ができないおそれのある者

(2) 風紀及び規律を乱し業務を妨害するおそれのある者

(3) 業務に関係のない危険なもの、有害なものを携帯する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、事業所員等の指示、指導に従わない者

(入門許可)

第９条　入門しようとする者（事前予約見学の一般来訪者を除く）は、次表に定めるところにより入門手続を行なわなければならない。

<table>
<tr><th>入門者の区 分</th><th>入出門の条件</th><th>許　可　手　続</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>事 業 所 員 等
当　社　社　員</td><td>社員証等の身分を
示せるものを提示</td><td>左記の身分証等を提示することで入門手続きは不要とする。
ただし、入門する者が明らかに事業所員等・当社社員であることを警備員が認識出来ている場合は、身分証の提示を求めないことがある。</td><td></td></tr>
<tr><td>協力会社員等</td><td>警備室で入門手続き</td><td rowspan="2">東棟・西棟正門の警備員室に於いて必要事項を記入する。</td><td rowspan="2">出門の際も警備員の確認を得ること。</td></tr>
<tr><td>一般来訪者</td><td>〈事前予約見学〉
見学申込書の提出
〈自由見学等〉
警備室で入門手続き</td></tr>
</table>

(車両乗入れ許可)

第 10 条　運転会社、協力会社員等が車両乗入れしようとする場合は、別添様式―１により事前に乗入れ許可手続を行なわなければならない。

ただし、緊急時等一時的な乗入れはこの限りではない。

第　３　章　秩序の維持等

（遵守事項）

第 11 条　事業所に入門する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）業務に関係ない場所に立ち入らないこと。

（2）喫煙は指定された場所で行うこと。

付　　則

１　平成１９年　４月　２日　制定
２　平成１９年１０月２２日　改訂
３　平成２６年１２月２４日　改訂
４　令和　２年１２月　４日　改訂
５　令和　６年　６月　３日　改訂

（令和６年６月３日改訂）

様式ー１

許可（総務課）

車両乗入れ許可証

業　者　名		
車両管理責任者	氏名	携帯　－　－
運　転　者　名	氏名	携帯　－　－
車　種		
ナ　ン　バ　ー		
許　可　期　間	～	

注意事項

１．車は指定の場所以外に駐車しないこと。
２．構内速度は10㎞/h 以下とする。
３．指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
４．構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
５．大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
６．構内での喫煙は厳禁である。
７．吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
８．車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
９．緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10. 本許可証は返却すること。
11. 構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。
（シートベルト、携帯電話、過積載、速度等）

令和　　年　　月　　日

業者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別添4

競争参加資格確認申請書

令和　年　月　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司 殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

令和7年2月26日付けで公告のありました「分析設備保守業務（令和7年度）」に係る競争参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。なお、発注説明書 4 競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（直近3期分の決算報告書の写し（表紙、内訳書含む）を提出すること）

(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

(5) 会社更迭法に基づき更生手続き開始の申立がなされてるいる者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者ではないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

(7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業(株)から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格の営業品目のうち、物品の製造（一般・産業用機器類、精密機器類）、物品の販売（一般・産業用機器類、精密機器類）及び役務の提供等（建物監理等各種保守管理または、その他）を有し競争参加地域に「近畿」を含む者であること。
ただし、令和7・8・9年度に有効な同条件の資格についても遅滞のないように取得することとして、当該資格の通知があり次第に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを速やかに提出すること。

(9) 平成25年度以降に元請として同種業務を遂行した経験のある業務責任者を本業務に専任で配置ができること。

以上

別添５

分析設備保守業務（令和７年度）

入札(現場)説明会参加申込書（ＦＡＸ送信用紙）

会　社　名	
参加希望者名	所属　役職 氏名 所属　役職 氏名 所属　役職 氏名
担当者連絡先	氏名： TEL：　FAX： e-mail：
開　催　日	令和７年３月１１日(火) 開催時刻は別途連絡
備　　考	中間貯蔵・環境安全事業（株）大阪ＰＣＢ処理事業所の 受付前にお越しください。

提 出 期 限　　令和７年３月７日（金）１６時
提　出　先　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
　　大阪ＰＣＢ処理事業所　総務課（担当　網本）
　　Fax：06-6468-0576
※Fax 送信の後、受信確認の電話（Tel：06-6468-0575）をお願い致します。